

平成29年第7回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月6日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	議会委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	12月7日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月8日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会 疑論決会

第 1 号

1 2 月 6 日 (水)

平成29年第7回山江村議会12月定例会（第1号）

平成29年12月6日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諮問第 1号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 5号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第44号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第49号 | 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第50号 | 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 発議第 1号 | 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書 |
| 日程第13 | | 議員派遣の件 |

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	内山慶治君	教育長	藤本誠一君
総務課長	北田愛介君	税務課長	山口明君
企画調整課長	松尾充章君	産業振興課長	平山辰也君
健康福祉課長	一二三信幸君	建設課長	白川俊博君
教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	迫田教文君
代表監査委員	木下久人君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 平成29年第7回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、10月11日、臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付しております。主なものにつきまして報告申し上げます。

10月18日、郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会が多良木町で予定されておりましたが、雨天のため懇親会のみとなっております。これは議員、参加しております。

10月20日、山江村教育の情報化研究発表会が村内小中学校で開催されまして、全員が参加しております。

10月23日、西川内地区公営住宅建設起工式が山田西川内現地で行われまして、西総務文教常任委員長、横谷産業厚生常任委員長が参加しております。

10月26日から27日、森林・林業・林産業活性化九州大会が大分県大分市で開催されまして、産業厚生委員の横谷巡議員、谷口予志之議員が参加されております。

11月7日、議会全員協議会を開催しております。

11月15日、県町村議会議長会中間監査、県町村議会議長会事務局にて開催されて、私が参加しております。

11月15日、平成29年度熊本県防災・危機管理トップセミナーが熊本テルサで開催されまして、私が参加してまいりました。

11月17日、県立南稜高等学校開校記念式典が南稜高等学校で開催されまして、これにも参加してまいりました。

11月18日、山江村文化祭、山江村体育館で開催されております。その後、午後におきましては部落解放第30回熊本県研究集会在人吉スポーツパレスで開催されまして、全員が参加しております。

11月19日、山江村産業振興祭りが役場前特設ステージで開催されております。

1 1月20日、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムで開催されまして、私が参加してまいりました。

1 1月21日、平成30年度郡主軸事業上京要望を金子議員、松村議員、馬場議員、進藤議員、藤木議員に要望してまいったところでございます。

1 1月22日、第61回議長全国大会がNHKホールでありまして、参加してまいりました。

1 1月27日、議会運営委員会、12月1日、議会全員協議会が開催されました。

1 2月3日、第23回球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が須恵文化ホールで開催されております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつをさせていただきます。

次に、一般事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料は配付しております。

人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、森田俊介議員より報告をお願いいたします。

○3番（森田俊介君） おはようございます。平成29年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会、議事録日程を申し上げます。

日程第1、会議録署名者議員の指名。

日程第2、会期の決定。

日程第3、行政報告。

日程第4、認定第1号、平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決定の認定について。

日程第5、認定第2号、平成28年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第6、認定第3号、平成28年度人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第7、議案第17号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。

日程第8、議案第18号、平成29年度人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。

日程第9、議案第19号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額の補正（第1号）。

日程第10、議案第20号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第11、議案第21号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第12、議案第22号、人吉球磨広域行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、日程が行われました。

続きまして、平成29年度第4回人吉球磨広域行政組合定例会が11月24日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、議案第6、署名議員の指名では、21番、私と22番、黒川麻里子議員（五木村）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月24日開会、11月25日から12月21日までを休会とし、12月22日までとすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から、8月の平成28年度第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成28年度歳入歳出決算の認定については、平成28年度決算特別委員会委員長、24番、嶽本孝司議員（球磨村）から、審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決、結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案とおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第17号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（2号）。

日程第8、議案第18号、平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。

日程第9、議案第19号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額の補正（第1号）。

日程第10、議案第20号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第11、議案第21号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第12、議案第22号、人吉球磨広域行政組合一般職の任期付の職員の採用等に関する条例の制定について、の6議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第12、議案第22号を除く5議案について補正説明を受け、日程を変更し、条例案件からの先に、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第17号から議案第21号の5議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、平成29年度第4回人吉球磨広域行政組合会議定例会、1日目の会議結果

について報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員より報告をお願いいたします。

○10番（松本佳久君） 平成29年12月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が、12月1日に開催されましたのでご報告申し上げます。

会期は12月1日、1日限りでありました。

議案第1号は、平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、収入済額9億9,417万5,328円から支出済額9億8,219万7,857円を差し引いた残額の1,197万7,471円は、全額を29年度へ繰り越すという議案でありました。内容の中で地方債についてのみ申し上げますと、決算年度中に約1億2,300万円ほどを返済しておりますが、なお約7億7,000万円余りの地方債残高があります。このうち主なものは、消防救急デジタル無線関連の地方債で約6億3,000万円の決算年度末現在高となっております。議案第1号は、原案どおり認定いたしました。

議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても原案のとおり可決、決定いたしました。

議案第4号は、平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであり、先ほどの繰越金を加えて予算総額を10億3,329万1,000円とするものでした。原案とおり可決、決定しております。

開けていただきますと、本年1月1日から10月31日までの災害出動の概要を記しております。一番上は、火災出動で25件となっております。このうち、山江村は2件の火災出動となっております。中ほどに救急出動の件数が書いてありますが、2,408件の出動でございました。このうち、山江村では113件の救急出動がっております。一番下右側に、全災害種別割合が書いてありますが、火災では0.9%、救急が85.9%、救急が大半を占めております。

その裏には、消防署署員による休日を利用した地域貢献ボランティア活動を掲載しております。これは消防署員の中から、休みを利用して11月20日、11月24日、11月25日に、ご覧のボランティア活動をされたものです。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。まず、議長には発言の機会を与え

ていただきまして、ありがとうございます。

本日は、平成29年第7回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますことに、心から感謝を申し上げます。

まず、昨今の国の関心ある出来事を2点だけ申し上げたいと思いますが、去る12月1日に、安倍総理から皇室会議によりまして、皇室典範特例法の施行日についての話がございました。平成31年4月30日に、皇位継承するという発表がありまして、約200年ぶりに天皇陛下の御退位により皇位継承に向けて、大きく前進するというニュースが飛び込んだわけでありまして、本村におきましても、村民の皆様方、祝賀の中でいろんなことがまた影響、変わってくることだろうと予想されて、喜ばしいことだとも考えました。

そして2点目は、ご案内のとおり、北朝鮮が日本国土を飛び越える、また大陸間弾道弾ICBM等、日本海に着水する相次ぐそういうミサイルを発射をいたしております。加えて、核実験を強行しておりまして、今や、もちろん日本だけでなく世界の脅威となっているところでございます。私どもとしては人々の命と平和な暮らしを第一に、最良の方向に向かうということを期待しているものでございます。

それでは、施政方針は3月議会で、当初予算のときに申し上げますので、諸般の報告と言いますか、行政報告を申し上げ、私のあいさつに代えさせていただきたいと思っております。主なもののみを行わせていただきます。また所管も併せて申し上げたいと思っております。

10月11日、臨時議会以降でありますけれども、10月12日でございます。第7期山江村の高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定委員会を開催いたしました。これは3年に1度、介護保険料が見直されるということになるわけでありまして、来年度、保険料改訂に向けて、その委員会が村民の代表者の方で委員会組織されて動きが始まったということでございます。

10月14日、章鹿倉保育園の運動会に出向いております。

それから、10月15日は、林芳正文部科学大臣が人吉球磨に入られました。あさぎり町のほうに入られたということでありますので、首長と教育長との合同での意見交換会をさせていただいたということでございます。その中で、林大臣も政府も発表したようでありますけれども、消費税を1%上げると、2兆5,000億から2兆6,000億の増収になるというようなことでもあります。8%から10%に、消費税上げられようとしておりますから、いわゆる5兆から5兆2,000億の増収ということになるわけでありまして。その中において、幼児教育の3歳から5歳における無料化を7,000億をかけてやるというような話でありまして、

昨日は人づくり対策として、その中から2兆円を使うんだというようなことも発表されたということでもあります。

特に、山江村の場合は、ICT教育の非常に進んだ事例等々に興味を持たれたということでもあります。さらに7年目を迎えますICT教育でありますから、その小・中学校でいわゆる電子黒板とタブレットで教育を受けた子どもたちが、高校で黒板と教科書の授業にたえるということは、非常にまた授業に興味を削がれるんじゃないだろうかというような発言をいたしまして、文科省としても高校教育に対しても積極的なICT教育の予算、制度を整備してほしいというような要望も私のほうからいたしたところでございます。

それから、10月17日でありますけれども、球磨人吉の中体連駅伝競走大会がございました。山江中は男子が7位、女子が2位という結果であります。女子につきましては、2位ということで県の大会のほうに参加をいたしております。県大会では28チーム中、13位という結果であります。まだ若いチームでありますので、さらに期待をされるというようなことも感じております。

それから、10月19日でありますけれども、山江村の農業振興地域整備促進協議会を開催をいたしております。これにつきましては、農業振興地域の見直しを今、行っているということでもあります。今、国営の川辺川土地改良事業の廃止に向けて、同意取得が進められているところでありますけれども、いまだ川辺川総合土地改良区の事業に関する原野・山林も農振地域に入っております。従いまして、今回、そういう山林及び原野、また山つきの田畑は積極的に外そうじゃないかというようなことで、農振除外をしているということでございます。

併せて同じ日でありますけれども、全国消防長会の危険物委員会に出席いたしました。私、管理者を仰せつかっておりますので、その委員会であいさつをしてきたところであります。全国各地域から100名近い方々が人吉に集まりまして、消防署局長クラスでありますけれども集まりまして、活発な意見が交わされたというところでございます。

それから、10月20日ありますが、本年度の山江村小・中学校、教育の情報化研究発表会に私も出向いております。今年も300名を超える方々、先生の皆様方をはじめとして、いろいろな方々参加いただいたということでございます。通常、このでの研究発表には80名ぐらいでありまして、100名超えると多いということではありますが、まだまだ山田小学校、山江村のICT教育につきましては、全国各地域から非常に興味を持たれている、また関心を持たれているというようなことがよく分かったというようなことでございます。

それから、10月23日、西川内地区の公営住宅新築工事の起工式に出向きまし

た。

そして、同じく23日から、熊本県の町村会の海外研修に28日まで出掛けております。熊本県の町村、31の町村があります。従いまして、31の町村長がいるわけでありませけれども、それが今年と来年に分けて、半分ずつオーストラリアシドニーを研修することになっております。私は本年、3泊6日でオーストラリア研修に行ったということでもあります。5泊6日じゃなくて、なぜ3泊6日かという、夜遅く日本を発って機中で1泊をして、また夜遅くオーストラリアを発って機中で1泊する。要するに機中で2泊というようなことでありまして、オーストラリアには3泊というようなことで、非常に厳しい日程でございました。

研修の内容につきましては、日本人の方、これは阿蘇でも研修をされている方でありませけれども、オーストラリア、シドニー近郊で和牛の牧場の経営をされておりました。和牛とオーストラリアの牛、オーギー牛ですけれども、を掛け合わせて品質を向上させようというような実験をなされております。ただ、非常にステーキ店から評判良く、また近郊の中国、またインドネシア等々への輸出も盛んになされております。その方、おっしゃるには、牛の育成につきましては、日本は世界一優れた育成、ノウハウを持っているというようなことをおっしゃいまして、向こうで5の評価を受けても、日本では枝肉は2から3しかないんだというようなことをおっしゃいまして、また、その品評会と共進会等々はないということでもありますから、直接、焼肉屋等々に納めながら評価を得ていくというような地道な経営努力をなさっていたということでもございました。400町歩ぐらいの牧場を購入されての姿に、本当に前向きに頑張っておられるなということを感じたところでもございました。

それから、オーストラリアは福祉行政が非常に進んでいるということでもございます。特に、介護関係につきましては研修をしてきたということでもあります。いわゆる包括支援センターがやっております予防・医療・介護の仕事を、実はオーストラリアは国が入札制度で、その業者に委託して、その委託された業者がいわゆる地域包括の仕事をやっているというような仕組みでありませ。

私が行きましたところは、NPOが委託を受けながらいろいろな介護・予防、また介護事業をやっているというようなことでもあります。ただ、全体的には、日本の介護制度も引けを取らないというふう感じたところもあったということでもあります。

そして、世界遺産のオペラハウスやブルーマウンテン、特にオペラハウスについては、世界遺産になったというのは、全世界にデザインコンペを行いまして、そのデザインコンペで半円形の貝殻型のハウスがオペラ劇場とか、演奏会の劇場が海

辺に建っているところでありますけれども、それについては当初の予算より1.5倍の予算がかかったというようなことをごさいます、デザインコンペをするとそうなるのかなということも感じましたし、ただ、そのおかげで世界遺産にも指定されたんだなということも思ったところをごさいます。

また、シドニーのオリンピックがありました会場が、今、非常に民間の方、いわゆるオーストラリアのシドニー人と共に、競技をされるスペシャリストと一緒にあって施設を活用している姿がありました。いわゆるオリンピックの競技力向上だけじゃなくて、一般に開放して活用されているという姿も真に受けたわけでありませう。

オーストラリア、シドニーでありますけれども、非常に多国籍国家でございました。シンガポールがそうでありませうとおり、まさに金融都市として、まだ経済成長を遂げているというようなところをごさいます。従いませう、1時間の時給が、日本は今900円ちょっと超えたぐらいだと思いますけれども、オーストラリアは1時間の最低賃金が1,700円とおっしゃってませう、日本の大体倍あるというようなことをごさいます。加えて、移住者が多いということでありませうから、年間10万人の移住者を迎えているというシドニーでありませうけれども、ただ、時給が高いことにより移住者も多いわけですけれども、移住者についてはしっかりと選別をして、移住を決めているということのようでありませう。

いずれにいたしましても、他国に行きながらいろんなことを見聞するというのは、画一的な一方からの見方だけでなく、それぞれの国の考え方やいろんな角度からの見方もあるわけでありませう、改めてそういうことを勉強させていただいたということをごさいます。

それから帰りませう、11月1日でありますけれども、山江郵便局との協力に関する協定の締結式を行いました。これは郵便配達時における見守りをしていただく、そして道路の陥没等の点検をしていただく。そして、ごみの不法投棄等のチェックもしていただく。3つの分野におけるチェックをしていただくということに対する締結をごさいます。

また同じ日、山江村の分収造林の運営協議会を開催いたしてございます。これにつきましては、大平地区の分収につきませう、分収林運営協議会から結論が出たということでありませう、その答申を受けたところでありませう。結論といたしましても、前の議会でやり取りもさせてもらったということでありませうが、山江村において、その分収林は購入するようにと、したほうがいいんじゃないかというような答申を受けてございます。受けて財産審議会等を開催いたしましても価格を決定し、また来年に向けて、買収に向けての予算を計上することになるということをごさいます

のでよろしく願いいたします。委員の方、言われたとおりでございます。

それから、11月5日ですが、青年海外協力隊の方、OB会でしたけれども、意見交換会に私、出席しております。本村からも松本さんがアフリカのほうに海外青年協力隊に行っておられます。また、役場の中村安都美主事が来年から南アメリカのほうに、海外青年協力隊で出向くと、また研修を深めるということになっているところでもありますけれども、またOBの方々、ワークショップをやりながら、それぞれの地域が山江をはじめ、人吉球磨地域がどうやったら活性化するんだろうか、というようなワークショップを熱心にやられておったということでもあります。

それから、11月7日であります、農業農村整備事業等に関する意見交換会が熊本で行われておりましたので、私、出席いたしました。これにつきましては、実は深い意味がありまして、農林水産省の主催であります。安倍総理、先般「農林水産新時代」というような発言をなされておまして、「地方創生の切り札として農政改革を断行するんだ」というようなことをおっしゃいました。を受けてだろうと思えますけれども、農水省の整備課長が、農政が農政局と共に、平成30年度、来年度の予算についての説明会があったということでございます。これは、県土地改良区、それから市町村では、実は市の代表が菊池市でありました。町の代表が山都町でありました。村の代表として、私、山江村としていろんな意見を申してきたというようなことでございます。ちなみに農水省の予算、特に土地改良等々のハードの整備事業は25%上がっております。いわゆる5,700億近いお金がついたというようなことでありまして、いろんな土地改良の事業等々に活用できるということでもあります。私としては、有害鳥獣被害等々がなかなか止まらないというようなことに対する要望と、それから川辺川土地改良区が国営が廃止された後の土地改良区の問題、また本村の農業振興について、国は責任を持って今後ともしっかりと支援をしていただきたい旨を申し述べたところでございます。

それから、11月10日でございますけれども、山江栗の生産向上推進委員会会議を行わせてもらっております。現在、20名近い山江栗の増産と品質の向上を図るために、農家の方々が委員さんとなり、いろんなことを研鑽をされているということでもございました。その山江栗の反省会を含めて、さらに来年に向けてのいろんな話し合いがなされたということでもございます。

それから、11月12日につきましては、職員採用の二次試験を行っております。本年は1名の採用ということでもございました。残念ながら、山江村から一次試験を突破した人はおりませんでしたので、今年も外部からの職員の採用ということになります。

同日、消防規律訓練と万江阿蘇神社の秋季例大祭にも向かっております。

それから、11月14日から平成30年度の管内主軸事業要望ということで、15日まで東京のほうに出向きました。これは、球磨郡の町村会によりまして、これはまた球磨郡の議長会と同様でありますけれども、平成30年度の主な事業につきまして、山江におきましては万江下の段の橋梁の予算化をはじめ、道路のいわゆる社交金という予算をしっかりとつけてもらう。また福祉の予算、農政の予算等々ございますので、そういう予算を獲得につきまして、国選出の全議員に対して行いました。

また15日には、関係省庁の、実はいつもそうですけれども、各大臣、事務次官をはじめ、審議官、担当課長まで、その予算の関係するところに出向きながら、直接、要望活動を行うということも、今年も行ったところであります。

それから、11月16日から産業振興祭りが始まりまして、16日のグラウンドゴルフ大会、17日にはゲートボール大会、夜、球磨拳大会に出向いております。

18日には、山江村文化祭が行われたということが、今、議長からもありましたとおりであります。今年から産業振興祭りと同時開催をするというようなことであります。

11月19日、産業振興祭りがあったということでありましたけれども、山江村の食であったり、農産物であったり、林産物であったり、自然であったりに加えて、文化、芸能等々も、東浦の太鼓踊り、また中学生が熊の原の扇踊り、そして尾崎棒踊り等を踊ったわけでありまして、本当に山江村の暮らしそのものの価値や資源がしっかりと見えてきた産業祭、文化祭ではなかったかなと、私、考えたところでございます。

それから、11月20日につきましては、地方自治法施行70周年記念式典が東京でございました。全国から市町村長、また市町村の議会議長等々が参加をして式典が行われたということでございます。人吉球磨からは、五木村が表彰を受けたというようなことであります。また、パネルディスカッションにおきましては、蒲島知事がご登壇なされて、熊本の地震に対する対策をはじめ、諸々の自分の考えを述べられたところでありまして、非常に一番良かったんじゃないかと私、感じました。

それから、11月21日には「全国市町村長サミット2017熊本」として、熊本のほうに参加してきたところでございます。全国の各市町村の事例の発表もあったところでありますけれども、地方分権というテーマに、私、分科会に参加いたしました。地方分権、今まではどちらかというと、国から、その権限を自治体がもらいながら、自治体がいろんな施策を住民に対して打っていくというような考え方であったわけですが、最近ではまさに住民がいわゆる山江村の村民が主権とな

って、いろんな分野について動きをつくっていくというようなふうに変わってきているなということを改めて思いました。従来、山江村につきましては、ワークショップをはじめ、100人委員会もそうでありますけれども、住民の方々の活用を生かした村づくりを進めているところをでありますけれども、さらにそういう動きを各地区におろしていかなくちゃいけないというようなことも考えておりました。現在、各地域でピザ窯をつくったり、祭りをしたり、されておりますけれども、そういう動きに対してしっかり支援をして、今後ともいきたいと思っておりますのでございます。

それから、11月22日は熊本学園大学のほうに、これは毎年でありますけれども「地域における情報化の推進」についての講義を行ってきたということでございます。山江村の地域づくりの取り組みについて、地域づくり、研究所を中心として話をしてきたということでございます。

また、昼から、栗祭りの実行委員会がございました。諸々の反省があったんですが、ただ委員の中から、こういうことをおっしゃる方がおられて、ちょっとしっかり言うとかんといかんなど思ったのは、費用対効果を言われたわけでありまして。もちろん、8,000人を超える方々が来て、非常に賑わった祭りであったわけですが、費用対効果が幾らだったのか。要するに、あんなに多額のお金をかけてやって大丈夫なのか、というようなことを実行委員会の委員さんから質問を受けたということでありまして。その委員さん、1人じゃなくていろんな村民の方もそういうふうにお思いだろうということをお考えまして、この場で言わせてもらいますと、祭りにかけたお金は460万円でありまして。そのうち230万は、熊本県の補助金をもらっております。夢チャレンジの補助金をもらっておりますので、本村として使ったお金は230万でございます。加えて、祭りでの総売上については、栗菓子屋関係が400万、村内の関係者が300万弱で700万弱の売り上げがっております。また、栗等々が足りなかったものですから、温泉センターの物産館を私もずいぶん紹介しましたが、その日は120~130万の売り上げがあったということでありますので、実質的には800万の売り上げがあった。230万に対して800万の売り上げがあった。プラスの、いろんなその後の役場に対する電話の問い合わせ等もあっておりますので、その効果というのは今後も含めて、2倍、3倍、5倍、10倍と出てくるんじゃないかならうかと思っております。そういうことを狙いとした祭りでありますから、その付近のところ改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、11月23日でありますけれども、(株)やまへの取締役会を開催をしております。9月末現在でありますけれども、本年も550万の黒字を計上させ

てもらっているというようなことでございます。

11月24日であります、人吉球磨広域行政組合の定例会に出席後、山江村の区長会の研修会に、途中から私も追いかけて同行させていただきました。福岡市の市民防災センターのほうで研修を受けられたということでございますが、煙の体験、また消防機械の体験、地震体験、それから台風体験等をなされたということでございました。ただ、防災センターに出向いたというのは、さすがにその職員の方がパニック状態になったときの対応をどうするかということを強調されます。いわゆる我々、冷静なときは冷静に対応できるということでありまして、一時そういう有事の際においては、人間みんなパニックになるんだ、そのときにどういう対応ができるかが問題なんだ、というようなことを申されていたのが非常に印象に残っております。

それから、11月27日は、県民体育祭人吉球磨大会の実行委員会の運営委員会の解散総会がございまして出向いてきました。今年は何とか開催できたということで良かったと思っておりますけれども、台風18号の影響で翌日の9月17日だったと思っておりますが、すべての競技が中止であったということでありますので、予算はずいぶん余ったということでございます。それについては、負担金の割合について各市町村に返ってくるという手はずになっております。

それから、11月28日から29日、30日にかけて、全国町村長大会に伴う各種大会に参加をしてきました。内容は、特に町村長大会に集約されるんですけども、これは議員の皆様方も日頃からこういう要望活動は要望されるわけですが、全国町村長大会は、こういうことを考えております。災害から、もちろん熊本地震からの復興の加速化をなさい、それと全国的な防災・減災対策について予算をつけなさいと言っています。それから、地方創生について、さらなる推進をしてくださいと。それから、地方分権改革、先ほど申しましたけれども、住民自治の改革を推進してくださいと、お金をつけなさいということであります。それから、これはずっと言い続けておりますが、道州制については反対の立場を取っております。導入しないということでございます。それから、参議院が合区されようとしています。今、各県1名でありますけれども、2県で1人というようなことになるような動きがありますけれども、その合区については早急に解消しなさいと言っております。それから「まち・ひと・しごとの創生」事業を拡充しなさい、要するに使いやすい事業をつけなさい。それから、地方交付税の一般財源総額を確保してください。

本村に関係あるところだけ申し上げますと、農山漁村の再生・活性化を図ってください。それから、都市と農山漁村の共生社会、いわゆる交流事業の促進について、いろんな施策、またお金をつけてください等々、11項目について決議をし

て、この決議は地方6団体の一つとして政府に強く申し入れをしているというようなことでございます。

今回も議員の皆様から要望をあげていただくというようなことでありますが、地方を、自治体を経営するに当たっては、まず財政が基本でございます。財政なくては何も手が出ないわけでありますので、私といたしましてはさらにそういういろいろな要望と共に、ここで、議場でやり取りしておりますこと、また各地域に出掛けましてやり取りされております、その現場の意見をしっかりとまた国のほうにも伝えていきたいと言ってきておるところで、先ほど申し上げましたとおり、行かなくちゃいけないということを考えたところでございます。

それから、この治水砂防大会では、是非おつなぎしておきたいのですが、鳥取県知事の平井知事が講演をされたら「地域づくりは防災から」という講演をされたんですけども、いわゆるスターバックスという「スタバはないけど、日本一の砂場はある」と言われたユニークな知事でございます。その知事が鳥取中部地震からどのような対策を取って、今の状況をつくってきたのか、また今後つくっていくのかということをしやべられたわけですけども、最後にこういうことで締められました。それは、ジョン・F・ケネディが言った言葉でございますが、すいません、英語ですが「The time to repair the roof is when the sun is shining.」というのは日本語で訳しますと、こういうことだそうです。屋根を修理するときは晴れたときである。sun is shining、太陽が照っているときである。要するに、何か来た後ではもう遅いんだと、予防に早め早めにいろんな災害に対する対策は取っておかなければいけないんだというようなことで、話されました。私としても非常に印象に残りましたので、ここにご紹介をさせていただきます。

それから、12月1日でありますけれども、先ほど松本議員のほうからありました人吉下球磨消防組合議会の議会の定例会議がございました。松本議員おっしゃいませんでしたけれども、一般質問は松本議員1人なされまして、大規模災害が人吉球磨で発生した場合の対応をどうするかというような大きなテーマで話され、質問をされたということで、非常に有意義な質問であったと好評でございました。

それから、山江栗のコンソーシアムを同日行っております。

12月2日には、熊本学園大学の守弘教授のゼミの生徒が山江村にやってきて、私も交流会に参加をいたしております。交流会と言いますか、山江村の実情をゼミの生徒に話ししております。

それから、12月3日は、第23回の球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会に参加してきました。山江村、非常に少ない人数であったわけですが、それぞれ練習を重ねられまして、立派な成績であったろうかと思えます。

以上、行政報告を申し上げます。

最後に本日、村長提案の議案は、人事案件が2件、条例改正案件が1件、計画変更の認定案件が1件、そして補正予算案件が5件の計9件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

大変長くなりました。ご清聴ありがとうございます。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成29年第7回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、2番、横谷巡議員、3番、森田俊介議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、11月27日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） 平成29年第7回山江村議会定例会につきまして、去る11月27日、午前9時から、議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6日から8日までの3日間としております。本日、開会、提案理由説明後、午後から議案審議となっております。2日目、7日は一般質問で、終了後散会としております。なお6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。3日目、8日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。

次の者を山江村人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めさせてもらうものでございます。

平成29年12月6日、本日提出でございます。

委員について、下記に書いてございますけれども、住所が山江村大字万江甲の883番地の1、氏名が中村智代正氏でございます。生年月日につきましては、昭和21年10月26日でございます。

提案理由でございますが、現委員でございます中村智代正氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を適任者と認め推薦したいので、議会からの意見を求めるというものでございます。中村智代正氏は、山江村消防団第4分団の副分団長や13区区長を歴任をされながら、平成10年11月1日から山江村の人権擁護委員をされております。現在、3年任期の6年目でありますので、18年を過ぎようかとしておりますけれども、引き続き中村氏を適任者と認め推薦したいということでございますので、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第4 同意第5号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第5号についてご説明申し上げます。山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本日提出でございます。

住所につきましては、山江村大字山田甲1640番地、氏名が郡眞聖氏でございます。生年月日につきましては、昭和35年12月4日でございます。任期が平成29年12月24日から平成33年12月23日となっております。

提案理由でございますけれども、任期満了に伴いまして、引き続き郡眞聖氏を適任者と認め任命したいので、提案をさせていただくものでございます。郡眞聖氏は、平成17年から現在3期お勤めでございますが、引き続き適任者と認め同意を求めさせてもらうものでございます。

-----○-----

日程第5 議案第44号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第5、議案第44号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第44号についてご説明を申し上げます。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行う必要があるために、提案させてもらうということでございます。

内容は、月例給におきましては民間との格差0.33%を解消するために、給料表を別表の1のとおり改正いたしまして、また勤勉手当につきまして民間の支給割合との均衡を図るために、0.20月分引き上げるというものでございます。

次ページから、条例並びに給料表等々がございますが、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第6 議案第45号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、議案第45号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第45号についてご説明を申し上げます。山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定についてでございます。

山江村過疎地域自立促進計画（変更）を別案のとおり認定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法、平成12年法律第15号第6条第7項において、準用する第1項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるため提案させてもらうというものでございます。いわゆる軽微な変更ではなくて、大きな変更を行ったということでございますので、提案をさせてもらうということでございます。

1枚開けていただきますと、変更前と変更後の表がございます。左側が変更前でありまして、変更後につきましては、区分集落の整備の（3）計画の（3）その他の中において、宅地分譲地整備事業を追加するものでございます。

また1枚開けていただきますと、区分10、その他地域の自立促進に関し必要な事項の（2）その対策の中に、赤で示しておりますが、併せて地域の支え合いの促進と村内経済の循環及び達成化を図るため、地域ポイント制度の導入に向けた取り組みを行うとしております。

また1枚開けていただきますと、区分10のその他、地域の自立促進に関し必要な事項の中の（3）計画事業名、9その他地域の自立促進に関するような事項の中に、地域ポイント制度事業を追加させていただくというものでございます。

区分が7、地域文化の振興等の中で、9その他地域の自立促進に関し必要な事項を追加いたしまして、内容につきましては、地域の自立支援事業、並びに結婚対策事業、並びに地域ポイント制度促進事業、並びに地域づくり研究所の事業内容を追加させていただくものでございます。

今度が最後のページでございます。参考資料として、変更前と変更後の予算を掲げさせてもらっております。後ほどご覧いただきたいと思いますが、この過疎地域のこの計画に、自立促進につきましては、過疎債を活用するにあたって、この計画に掲載してないものは過疎債が適用できないというようなことであります。過疎債というものにつきましては、ご案内のとおりでございますが、総事業費の7割を国が補助する基準財政需要額のほうに計上できる、いわゆる7割は地方交付税から充

填される。要するに1,000万過疎対策事業債を借りますと、700万は国のほうから地方交付税で返ってくるというような仕組みになっているわけでありまして、そういう事業を起こすにあたって、より有利な財政運営を図るため、今回、提案をさせていただくというものでございます。ただし、中の数値につきましては、このとおり運用させていただくというのではなくて、担当のほうで多めに計上させてもらっているということでございますので、その件につきましては、予算計上時にいろいろ検討を行い、その数字につきましては確定し、また予算として議会の皆様方にはお諮りしたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第7 議案第46号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第46号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第46号についてご説明申し上げます。平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成29年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,648万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,246万3,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第46号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、まず、歳入でございます。13、国庫支出金に1,731万5,000円を追加するものでございまして、子どものための教育、保育給付費、子ども子育て支援交付金、社会保障税番号制度システム整備費等が主なものでございます。14、県支出金に776万1,000円を追加するものでございまして、子どものための教育保育給付費、多子世帯子育て支援事業補助金、放課後児童健全育成事業補助金等が主なものでございます。19、諸収入141万2,000円の追加は、後期高齢者医療市町村療養給付費清算金でございます。

2 ページをお開きください。歳出でございます。まず、1、議会費、職員手当、議事録作成委託料など23万3,000円を追加するものでございます。2、総務費45万2,000円を追加するものでございまして、一般管理費の特別職給を減額し、職員手当、コピー機使用料などを追加、財産管理費におきましては光熱水費の追加、企画情報費におきましては、社会保障税番号制度システム整備費の追加、移住定住促進費におきましては、電柱移転補償費の追加などが主なものでございます。3、民生費3,131万1,000円を追加するものでございまして、社会福祉総務費の職員手当等、障がい者福祉費におきましては障がい者福祉サービス費、児童福祉総務費におきましては国県支出金返還金、児童措置費におきましては施設型給付費、それから子育て支援施設費におきましては放課後児童健全育成事業補助金を追加するものでございます。4、衛生費35万円を追加するものでございまして、職員手当等の追加でございます。5、農林水産業費167万円を追加するものでございまして、農業総務費におきましては職員手当等、中山間地域等直接支払推進事業におきましては委託料、農地流動化等推進事業におきましては農地流動化推進助成金、それに林業総務費におきましては職員手当等の追加が主なものでございます。6、商工費229万7,000円を追加するものでございまして、一般職給料、職員手当等、それから自然休養村施設維持管理費の修繕料などが主なものでございます。7、土木費128万3,000円を追加するものでございまして、土木総務費におきましては職員手当等、道路新設改良費におきましては単県事業負担金、社会資本整備事業費におきましては電柱移転補償費の追加が主なものでございます。8、消防費、補正額の増減はございまして、防災行政無線維持管理費の委託料を減額いたしまして、役務費の電話料、防災行政無線の戸別受信機設置費を増額するものでございます。9、教育費273万4,000円を追加するものでござ

いまして、事務局費ではコピー使用料、教育ICT環境整備費におきましては修繕料、学校管理費におきましては山田小学校の屋外トイレ建替工事費等の追加が主なものでございます。12、予備費1,384万2,000円を減額するものでございます。

以上が主な内容でございます。

-----○-----

**日程第8 議案第47号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)**

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第8、議案第47号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)でございます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第47号について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額の6億7,222万6,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入は補正がありませんので、既定の額の6億7,222万6,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、総務費につきましては、普通旅費等を増額し3万1,000円を追加するものであります。款2、保険給付費につきましては、退職被保険者等の高額療養費を15万円増額するものであります。款4の前期高齢者納付金等につきましては、後期高齢者に係る社会保険料支払基金への納付金1,000円を増額するものであります。款12、予備費につきましては、18万2,000円を減額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 9、議案第 4 8 号、平成 2 9 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 4 8 号についてご説明申し上げます。平成 2 9 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）でございます。

平成 2 9 年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第 4 8 号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、歳入合計既定の額の 1 億 8, 8 6 3 万 5, 0 0 0 円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務管理費、職員手当等の人件費 4 万円を追加するもの、1、簡易水道施設運営費、光熱水費及び消費税確定に伴う中間納付額など 1 3 5 万円を追加するもの、1、公債費、平成 2 8 年度簡水債借入金に係る利子償還 1 万 5, 0 0 0 円を追加するもの、1、予備費 1 4 0 万 5, 0 0 0 円を減額いたしまして、歳出合計、既定の額の 1 億 8, 8 6 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 0、議案第 4 9 号、平成 2 9 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第49号について、ご説明申し上げます。平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第49号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、歳入合計、既定の額の1億4,181万8,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務管理費、職員手当等の人件費及び消費税確定に伴う中間納付額など48万5,000円を追加するもの。農業集落排水施設管理費、各排水処理施設の電気料に係る光熱水費72万円を追加するもの。1、予備費120万5,000円を減額いたしまして、歳出合計、既定の額の1億4,181万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 議案第50号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第50号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第50号についてご説明申し上げます。平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,630万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。
本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第50号について説明をいたします。

補正前の額に21万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,063万円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございます。款3、国庫支出金を21万円追加するものであります。介護報酬改訂等に伴うシステム改修事業に対する国庫補助金でございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費を54万1,000円増額するものでありまして、介護報酬改訂等に伴うシステム改修委託料75万6,000円を追加し、球磨郡介護認定審査会負担金を21万5,000円減額するものでございます。款2、保険給付費につきましては、介護予防住宅改修費を36万円追加するものであります。款4、地域支援事業費を38万9,000円減額するものでありまして、生活支援サービス委託料60万円の減額が主なものでございます。款8、予備費につきましては、30万2,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第12 発議第1号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、発議第1号、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書を議題とし、提案者の説明を求めます。

2番、横谷巡議員。説明は答弁席からお願いいたします。

○2番（横谷 巡君） 発議第1号について説明をいたします。

平成29年12月6日、山江村議会議長、秋丸安弘様。

提出者 山江村議会議員、横谷巡。賛成者 山江村議会議員、西孝恒。

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書を別案のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由としましては、道路整備事業に係る国庫補助負担率のかさ上げ措置が、平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度より地方負担が増加することになれば、道路整備のさらなる事態を招くことはもとより、地方創生に全力で取り組ん

でいるこの時期に補助率等が低減することは、村の財政負担が増加し、自治体運営にも多大な影響が生じることになる。このことから道路整備に係る道路財特法の補助率等のかさ上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、道路整備を着実に推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算の確保をするよう、国に対し意見書を提出するものであります。

以上にて説明を終わります。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本会議の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により、配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時35分

第 2 号

1 2 月 7 日 (木)

平成29年第7回山江村議会12月定例会（第2号）

平成29年12月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教 育 長	藤本 誠一君
総務課長	北田 愛介君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	松尾 充章君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	迫田 教文君
農業委員会 事務局長	柳瀬 真奈美君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 本日は、会期日程、日次第2の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに1番議員、赤坂修議員より、地方創生についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○1番（赤坂 修君） おはようございます。1番議員、赤坂でございます。トップバッターということで緊張しておりますが、お許しをいただきましたので、今回、地方創生ということで通告しておりますが、地方創生と申しますとその一つの方策として、交流人口拡大による地域活性化がいわれておりますが、これに係る質問をいたします。

まず1点目は、平成27年度の繰越し事業として、山江村総合公園建設基本計画が策定されておりますが、28年度事業報告の中には、本村の豊かな自然や現存する施設を有効的に活用する、今よりも使いやすくなる楽しくなる公園、無理をしない公園などを基本理念とした総合公園建設基本計画を策定すると書いてありますが、公園建設についてどのような方向性で進んでいるのか、山江村総合公園建設基本計画の概要についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほど申されました、山江村総合公園基本計画についてですが、5回の検討委員会、また住民に実施いたしましたアンケート結果を踏まえ、平成29年3月に策定しております。基本計画の概要についてですが、まず基本計画の方針が示されて

おります。先ほど議員からも申されましたとおり、村民が気軽に利用できるのはもちろんのこと、球磨地域一円から人が集まるような公園を目指します。山江村の豊かな自然や現存する施設を有効的に活用した公園を目指します。現状にひと手間加えることで、今よりも使いやすくなる、楽しくなる公園を目指します。のちの維持管理を踏まえた、無理をしない公園を目指しますとうたわれております。これらの方針を踏まえた上で、基本計画には、山江丸ごと公園、山江村そのものが自然豊かな総合公園という、山江村を全て公園化する基本計画を策定いたしております。一般的に総合公園と申しますと、一つの場所にさまざまな施設、例えば有料の遊具であったり、売店や食事をする場所などが集約された大きな公園を連想されるかと思いますが、ここでいう総合公園とは、村内に点在するさまざまな資源がネットワーク化された公園という意味を持っております。新しいものをつくるのではなく、今ある良いところをさらに使いやすくすることで、山江村全体が魅力的な公園になることを目指しております。総合公園整備の基本方針として、山江村を象徴する万江エリア、山田エリア、丸岡エリアの3箇所について整備を行っていくことが示されております。各エリアの整備案といたしまして、万江エリアでは山江温泉ほたる周辺や、淡島神社周辺、山田エリアでは山田川沿い周辺や役場周辺、丸岡エリアでは農村広場や二の丸広場などが挙げられております。このほか、基本的条件の整理や地域公園づくりのイメージ、事業スケジュールなどが記載されておまして、平成29年3月に策定したということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） これまでは、総合公園と言われましたように、大きな公園というのを想像しておりますけども、今答弁がありましたように、山江村全体を公園として、山江の自然を生かした公園になるという説明でありましたけども、今後の公園建設についての工程計画については、どのように考えられておるのかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

公園建設の今後のスケジュールでございますが、基本計画で想定しているスケジュールにつきましては、短期、概ね2年程度で実現できるもの、中期、概ね4年程度で実現できるもの、長期、概ね数年以上、また数年程度それ以上かかるものというふうに区別をされております。短期で実現できるものとしたしましては、ワークショップの開催や用地の選定、事業スケジュールの作成などが挙げられ、中・長期で実現できるものとしたしましては、整備に係る工事などが挙げられております。

現在、100人委員会、環境防災部会の中でも、公園のあり方について調査をされており、意見交換をさせていただいております。具体的な案がまとまり次第、地域でのワークショップを開催しながら、住民の方が気軽に利用でき、他の市町村からも訪れて、楽しみが持てるような整備を検討していくということで、段階を追って整備を進めていくということを検討しております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、短期、中期、数年、4年から最後までですね。それと仮の工程ではございますけども、十分な時間をかけて協議、検討をお願いいたしますが、私は公園については、村民の方、その区域の方が憩いの場、健康増進の場、子育ての場として大いに利活用していただくことがベストだと考えております。その延長線上には、村長が前から言われておりましたように、郡内、県内、県外の方が利用していただける、山江村に来ていただけると考えるところですが、工程については5、6年の期間がかかるということでございますけど、具体的な内容について、村民の方も興味を持っておられると思いますので、村民の方への具体的な計画の説明、時期についてはどのくらい、2年後ぐらいの時期で説明されるのか、その辺についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、住民の皆様の説明をするスケジュールといたしましては、現在検討しております環境防災部会での具体的な案を取りまとめをしてから、早ければ次年度には地域住民の方にワークショップを開催し、同じですね、ただ村のほうからこれをつくり出すというのではなく、地域住民の方から「こういった公園をつくってほしい」、また「こういった施設を要望したい」というような意見を踏まえ、共に利活用がスムーズにできるような整備の方策を模索していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。

3エリアを中心として整備をされていくことですね。丸岡エリア、丸岡公園を中心にして整備をされていくということですが、その丸岡公園の現況、眺望についてお伺いをいたします。

まず、本丸に展望台、見晴台ですかね、滑り台があったところですが、展望台については今後も活用をしていかれるのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

丸岡公園につきましては、人吉・球磨盆地を一望でき、春にはツツジと桜が色とりどりの花を咲かせ、農村広場ではサッカーやグラウンドゴルフなどをはじめ、思いっきり体を動かすことができ、一年を通して満喫できる公園であるというふうに思っております。

議員お尋ねの丸岡公園にあります展望所につきましては、以前は滑り台も設置しておりましたが、安全面の確保のため現在撤去をしているということでございます。桜の花が咲く時期には間近で桜を鑑賞することができ、訪れる方に楽しんでいただける設備でございますが、桜の枝が伸びており、花がない時期は枝だけが見えているといったような状況でございます。高台にあるせっかくの展望所、人吉・球磨一円を一望できる設備でございます。今後、専門家と相談しながら、桜も楽しめ、眺望も楽しめるような設備として検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、展望台については、これからも活用していかれるということでございますけれども、課長が今申されますように、私もこの質問をするにあたり展望台に上がってみました。今課長も申されたように、展望台前の桜の木が大きすぎて、周りの景色が全然見えないような現況になっております。これが一応、写真を撮ってきたんですけども、これが中央浄水場、この辺にあるとですけど、枝が迫っていてなかなか前の景色が、人吉盆地が見えないというふうな状況になっておりますので、この点については、今申されましたように整備をしていただくということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、専門家の方と相談をいたしまして、眺望もでき、また桜の花等を楽しめるような景観づくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。丸岡公園からの眺望については、本丸の展望台からの眺望がそのような現状でありましたので、二の丸を中心とした丸岡エリアも整備していくということでございますけれども、二の丸から周りの景色を見てみましたら、本丸の桜の木と同様に、周辺のクヌギとか雑木があるんですけ

ど、大きくなりすぎて、素晴らしかった丸岡公園からの人吉盆地の眺望を阻害している一角があります。中央浄水場がある北東方向、それと南東方向になりますが、丸岡公園の利活用、観光面からも、丸岡公園からの素晴らしい眺望再生について対応を望むところですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

丸岡公園二の丸広場からの眺めもですね、人吉・球磨盆地を眺められるということで、大変素晴らしい場所であるというふうに思っております。議員のお尋ねのとおり、私も現場のほうに行ったところ、雑木等が大分覆い茂っていて、景観を損ねている箇所もございます。伐採については、伐採等の整備につきましては、その雑木等が生えているところも私有地も含まれているというところがございますので、今後現地の確認を行い、伐採のほうについても対応させていただきたいと思っておりますし、皆さんが快適に利用できるような公園づくりに努めていくため、ツツジ等の剪定等についても万全を期したいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。今言われましたように、所有者もおられることですが、まち・ひと・しごと総合戦略では、観光資源の磨き上げとして、丸岡公園をはじめとする既存の観光施設の効果的な利活用を検討し、観光客の増加を図ると提言されておりますので、これについては現在、公園建設基本計画で検討されている段階ではありますが、できるところから対応していただけるように期待をいたします。

次の質問に入ります。

村長の昨日の行政報告の中で説明をされておりますが、通告をしておりますので再度お聞きいたします。

9月24日には、やまえ栗まつりが開催され、県内の菓子店、18店舗の参加があり、8,500人の来場があったと言われております。栗の品評会、山江栗生産向上委員会による生栗の販売等をされ、18店舗の菓子店の中には、2店舗ですが、村内の業者の方が入っておられますが、村の特産であるやまえ栗を村内外にPRすることが目的だとありますが、スイーツフェスタの開催による山江村に対する経済効果はどのくらいあったのか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員のご質問と若干重複するところもあるかもしれませんが、先日、村長のほうが行政報告のほうで申されました内容と重複するかもしれませんが、ご了承願

いたいと思っております。

栗まつりにつきましては、去る9月24日に開催をされております。昨年度を上回る8,500名を超える方が来場され、盛会裏のほうに終了いたしております。このイベントによる山江村の経済効果というようなご質問でございますけれども、スイーツフェスタでの売上げが約400万円を超えているというところでございます。スイーツ出店団体は18店舗、人吉・球磨の出店者が6団体ということになっております。また、村内団体による出店の売上げですね、こちらのほうも300万円近くに上っております。こちらのほうは、16団体のほうが出店をさせていただいております。また、このほか生栗等の販売で、午前中のうちに売り切れがあったということで、物産館等で生栗を買われたというお客様が相当いらっしゃいますし、また、このスイーツフェスタの原料といたしまして、栗のペースト、こちらのほうを村内の業者のほうで、熊本市内の店舗のほうに販売をしております。こちらのほうの正確な数字は報告はいただいておりますが、100万円以上の売上げがあったというふうに聞いております。

そういったものを含めまして、売上げ自体は、村長、昨日800万近くと申されましたけれども、それ以上に売上げの方は上がっているんだというふうに認識をしております。

一方、経費につきましては、約460万円の経費ということになっております。この中の2分の1、約半分は熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進交付金というのを活用いたしております。この交付金は、ちなみに昨年度も活用いたしておりますので、実質の村の経費は230万円程度の経費だというふうに考えております。販売総額から経費を差し引いた額は黒字ということになっておりますけれども、このほかにも、山江村のPRや、やまえ栗のPR効果、例えば熊本県のテレビ、CM、新聞社等の広告等や、また福岡方面でも今回、テレビ出演等もさせていただいております。こちらは事業者のほうが出演をしてPRをさせていただいておりますが、その効果等々はこの数字では計り知れないものがあるかというふうに思っております。

今後といたしましては、このイベントが単発で終わることがないように、さまざまな仕掛けづくりを展開していきながら、やまえ栗のさらなるPR、ブランド化のほうに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） このフェスタについて、1日で相当な経済効果も、山江に対しての経済効果も上がっているようでございます。11月の29日の人吉新聞に、やまえ栗まつりの記事が載っておりましたが、その記事の中で「やまえ栗のブランデ

イングという初期の目的は達成できた。次の段階である村民所得の向上を図る」とありました。ここに山江村の政策、取り組みをマンガで紹介した「山江村はスーパービレッジでした」という冊子がありますけども、これは地域づくり研究所作成となっておりますが、イラストが中竹さん、デザインが岩崎さんという若い人の目線で、わかりやすくいいものを作っていただきました。この冊子の9ページに、やまえ栗のブランド強化ということで、レストランや菓子店、宿泊所、観光栗園などのやまえ栗を使った起業、観光ビジネスを進め育てることで、雇用の場を増やす。山江村の自然や、歴史遺産を生かした観光を展開しますとあります。この中で、観光栗園について書いてありますけども、どのような考えでおられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

まず、「山江村はスーパービレッジでした」の冊子についてですけれども、こちらのほうは議員が申されましたとおり、地域づくり研究所で作成を行いまして、10月に全戸へ配付を行っております。表題にも書いてありますけども、近未来の山江村を想定し、イラストを交えて描かれおり、大変わかりやすい内容ではないかなというふうに思っております。近未来の山江村があそこに書かれていたイラストのようなことが実現できれば、さらなるいい村づくりが実践できていくのかなというふうには感じているところです。

その中で、観光栗園についてですけれども、観光栗園については、栗の生産、収穫だけでなく、観光していただくということで、交流人口、また手数料を取ったり、場合によっては宿泊していただいたツアーの企画などということで、付加価値を付けることができた稼げる農業としても有効な手段だというふうに思っております。今後、観光ビジネスのツールといたしまして、観光栗園ができるような仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えている一方で、今年度設立されました農事生産組合のほうでも観光栗園について協議をされているというふうに聞いております。また、以前は観光栗園をされていた栗生産者の方もいらっしゃいますので、その成功例、また失敗例とか、いろんな体験談を参考にさせていただきながら、観光栗園づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村長（内山慶治君） 補足いいですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 人吉新聞の記事の感想は、私が少し述べたものでありまして、またスーパービレッジの件につきましても、私の方で若干指示させていただきました

ので、私の方からも答弁をさせてもらいたいと思います。

栗まつりの効果の中でいろいろご質疑があったということでもありますけども、ある方がこういうこともおっしゃいました。栗のスイーツ店が、県内のスイーツ店ですが、400万円程度売り上げております。「県内のスイーツ店を儲けさせるためのイベントですか」とおっしゃったわけでもあります。ただ、これは全くはき違えでありまして、やまえ栗がしっかりブランディングできるように、もとは、その昔は、やまえ栗は熊本県内では食べることができなかったという食材でありました。いわゆる、山江村の農協から大田市場、名古屋市場や大阪の市場に流れていって、おいしい栗菓子の原料となっていくということもあって、まず地元でいかにやまえ栗のブランディングを図っていくかというのが大きなテーマでありました。そういう面におきまして、山江は渋皮煮と物産館のほうでも栗の食材を使っておりますので、そういうのを使って、やまえ栗を使ったスイーツというのをもっと県内外に示していこうというようなPRを兼ねたイベントであります。そういう意味では、PRは、ブランディングはできたというふうには、成果があったと申しておりますけど、今後の展開として、その400万円の売り上げが、山江村内に、生産農家も含めて、還元できるような仕組みの次のステップに進むべき準備ができたというようなことを、新会社といいますか、あの栗まつりの反省会では言っております、さらなるスイーツ会社の誘致、誘致をするということは雇用が生まれますので、そういうことを視野に入れてやっていく必要があるんだということも、感想として申し上げました。

それから、スーパービレッジの件では、岩崎さんが、あれは全体の構成をして、中竹くんが若手二人でマンガを描いたということでありましたけど、実はこれも100人委員会のほうに、100人委員会をするにあたって、いわゆる山江村の基本計画というのは、ある日の山江村のことなんです、というイメージであります、いつも。将来の山江村のあるべき姿を描いてくださいと、100人委員会のほうで、それをお願いしたら、スーパービレッジという言葉で返ってきたというようなことで、その冊子のような表現になってきたということでございます。従いまして、山江に来た人が公園に寄り、栗菓子屋があり、観光栗園をして泊まって、それから家族で楽しんで帰るというような、ある日の山江村そのものでありますので、そういう村を目指すということでございます。従いまして、交流人口を増加するというかたちで山江村に来られた方に対する、もちろん栗を拾ってみたいというニーズに対する観光栗園というのは、非常に、生栗が足りないというような状況もございまして、大事な要素でありますので、その観光栗園につきましても、農家の方々と相談しながら実現できますよう検討していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。今、村長が言われましたのに重複するかと思いますけども、私が思っているのは栗の収穫に合わせた栗まつりでは、28年度が5,000名、今年が8,500名の客が来られたということでございますけども、来場された方はやまえ栗を使ったスイーツを買うこと目当てに来られておりますが、丸岡周辺にはモデル栗園もありますし、周辺の栗園も観光栗園として起業していただく、観光栗園をすることで所得の増大、あるいは高齢化で栗拾いもままならないということで、労働力不足の軽減など少しでも改善できるのではないだろうかというふうに思っています。観光栗園、または観光農園のリピーターの方は、周囲の景観が好きで来園を繰り返す傾向があると言われていたそうです。丸岡公園からの眺望を整備していただくことにより、印象的な景観の中の観光栗園としても活用できるのではないだろうかと思っております。

先ほど課長のほうも申されましたけども、観光栗園の起業を考えておられる方に対する支援策として、どのようなことが考えられるのか。また、栗拾いだけをしていただくのではなくて、栗拾いを体験していただいて、拾った栗を使った料理を食べて宿泊をしていただくなどの宿泊、農泊を取り入れた体験ツアーでの企画については、今後どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

本村の特産物である栗の魅力を、余すことなく実感していただくのは、議員が申されましたとおり食べるだけではなく、収穫や場合によっては生産、栗の調理などを実際に体験していただくことが重要だというふうに考えております。それもよその場所ではなくて、実際に栗拾いなどをする場所、この山江村で体験していただくことが重要だというふうに考えております。それを実現できる方策といたしまして、観光栗園は大きに期待ができる事業だというふうに考えております。しかしながら、実際に起業となると課題が出てくることもあるかもしれないというふうに考えております。今回、100人委員会の観光交流部会で企画された栗拾い体験ツアーの意見などを参考にいたしまして、観光栗園を起業しやすいような支援策を行っていきたいというふうに考えております。

また、宿泊を伴う企画につきましては、栗生産農家や農事生産組合、宿泊施設、100人委員会観光交流部会と連携しながら協議を行っていきたいというふうに考えております。

また、地方創生におきまして、地方創生推進交付金事業というのがございます。こちらのほうでも栗を活用したメニューの洗い出しを行っておりますので、観光交

流事業の拡大もソフト事業といたしまして、メニューのほうに加えて申請のほうを
行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） この次の質問にもちょっと考えているんですけども、今課長が
言われましたように、観光交流部会でも栗拾い体験ツアーを行っております。丸岡
の栗園で行いますが、その話を聞かれた寺山地区、蓑原地区の生産者の方が、部会
の方に「是非自分たちの栗園も活用してもらいたい」と言われたそうです。ほかに
も高齢化が進む中で、観光栗園の起業に興味をお持ちの方もおられると思います。
是非積極的な取り組みを期待をいたします。

次に、観光交流部会について、ちょっとお話をしたいと思います。

観光交流部会では、部会長を中心にボンネットバスを活用して、2回ツアーを企
画実施しております。1回目が「日本遺産と山の香り、豊かな栗の里を訪ねて」と
いうことで、合戦之嶺観音堂、高寺院、山田大王神社等を巡って、昼から丸岡の栗
園をお借りして栗拾い体験を行っております。参加者が八代、人吉、山江も含めて
21名の参加があり好評を得ました。2回目が食の提供部会のトキの朝市とタイア
ップして、「朝市と隠れ念仏、伝助の里を訪ねて」という企画を実施しておりま
す。この時は台風22号と重なりまして、朝市のほうもちょっと少ないような現状
でありましたけども、7名の参加でありましたが、農村レストラン「やまへのまん
ま」の昼食を含めて好評を得ておりますが、ツアーの企画、募集をする上で、旅行
業法という制約がありまして、部会でも何らかの対策を取れないものかという意見
が出ております。旅行業法の定義として、「旅行業法とは報酬を得て一定の行為を
行う事業をいう」となっており、旅行業に該当する場合は、旅行業務登録、営業保
証金、旅行業務の取扱管理者の配置など条件があります。旅行業法という旅行業の
例をあげますと、日帰りのトレッキング、山歩きのようなものですが、この
ようなバスツアーを企画し、バス代、旅行先での昼食代等を含めた参加費を設定し
て参加者を募集する場合とか、宿泊を伴う現地視察ツアーを企画し、バス代、宿泊
料等を含めた参加費を設定して参加者を募集する場合などが該当することになり、
バスによる送迎、宿泊、食事代などを含めたツアーの企画募集をすると、旅行業法
に抵触するようになるそうです。このようなことで、フットパスも今3回ぐらい実
施されておりますけども、部会のツアーも現地集合、現地解散ということで実施し
ました。今後、観光交流人口拡大による地域活性化を考えた場合に、宿泊を取り入
れた着地型観光の推進は重要であると思います。着地型観光とは、旅行者を受け入
れる側の地域が、その地域でお薦めの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラ

ムを企画、運営することだそうです。そこで、企画募集をする観光協会の設立など、着地型観光の推進について、今後どのように考えておられるのか伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

まず、100人委員会の観光交流部会の皆様におかれましては、9月と10月に議員が申されましたように企画のツアーを開いていただきまして、大変ありがとうございました。初の試みということでもありまして、いろいろとご苦労があったかと思いますが、私も参加された方からお話をお聞きしましたけども、大変良かったということで、また機会があれば参加したいというようなことをお聞きしております。

議員お尋ねですね、旅行業法の制約についてですが、私なりに申しますと、多分、営利目的で企画を、ツアーを企画する場合には、旅行業法に基づき都道府県に、簡易な場合は都道府県知事に申請を行い登録を受ける必要があるというふうに認識をしております。無登録で行う場合には、処罰をされるということになっているということです。こういうことがございますので、自治体、村としてツアーになかなか村が主催で、営利目的なツアーを主催できないというふうなことであります。近年、拡大解釈されまして、営利を目的としない子ども向けの、例えば日帰りのキャンプとか、例えば成人向けでありますと、若い世代の婚活のツアーとか、そういったものは主催してもかまわないということで拡大解釈がされているというふうに聞いております。ツアーを企画する場合には、営利目的の有無がポイントになると思われませんが、全て営利を目的としないボランティアで行うということは限界があるというふうに思っております。村といたしましても、議員が申されました着地型観光、観光交流人口の拡大をすることは、村の施策の展開の中でも重要なことだというふうに考えております。

最近、英語で言いますとDMOという言葉をよく耳にします。日本語にしますと観光地域づくりといいます。山江版DMO組織の形成といたしまして、村内の観光交流に関する団体が一同に会し、山江村の魅力ある自然景観や歴史ある文化施設、イベントなどを有効的に活用し、交流人口の拡大、村民所得の向上につながる協議会、仮称といたしまして「山江村観光交流促進協議会」を設立する準備を進めているところでございます。この中で、キーワードなども含めまして、旅行業の登録を行う団体等があれば、その方が主となりまして企画、ツアーの募集を考えていければというふうに考えております。

また、先日熊本県と地方創生の打ち合わせを行った際に、山江村の栗というの

は、やはり対外的見ても有効的なツールであるということですので、現在村で、もし持っておられるツアーの企画があれば、逆に民間に大手のツアー会社に、企画を提案してみてもどうかということも言われております。民間のツアー会社が企画をするということは、旅行業の資格を村が有する必要もありませんし、例えばその施設設備で、案内人をしていただける方に報酬等のお支払いもできるので、有効な手段ではないのかなということ、そちらのほうの検討も進めていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、課長のほうが旅行業法について、営利を目的としない場合は該当しないというようなことを言われましたけども、私はちょっと文献で見ただけですけど、営利を目的としなくても、宿泊代とか旅行代金、それを取った段階で報酬を得たというふうに見なされて、厳密に言えば旅行業に抵触するというような、ちょっと書いてあったのを見ただけですね。だけん、厳密に言えば、フットパスでも保険料とか昼食代とか、仮に一時的に集めて払う場合にも、厳密に言えば多分旅行業法に抵触するのではないだろうかというふうに思っております。旅行業法の登録には前向きなお言葉をいただきましたけども、登録には5つの種類があるようでして、1種では営業保証金が7,000万円必要になると書いてありました。その中で、地域限定旅行者というのがありまして、これは営業所が所在する市町村と、近隣する市町村、球磨郡内の市町村が該当すると思いますが、限られた区域を限って企画募集できる旅行業ということで、営業保証金としては100万円、旅行業取扱者の選任が必要にはなっておりますけども、今後地域の名所や体験プログラムといった観光資源と宿泊を組み合わせた着地型観光の推進の積極的な取り組みを期待いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に7番、秋丸光明議員より、1、村長選での公約について、2、山江村のこれからの展望についての通告が出ております。

秋丸光明議員の質問を許します。7番、秋丸光明議員。

秋丸光明君の一般質問

○7番（秋丸光明君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、7番、秋丸光明が質問をいたします。

まず、村長選で村長が公約に挙げられます6項目と4つの約束をしておられま

す。

まず、先に6項目をお尋ねしたいと思います。1番目は「若者が残る村を目指し、雇用環境を整えます」ということでございます。山江村は、村長が誘致しました企業、伸和コントロールズですかね。あそこに私は毎年夏まつりに参りますが、見てみますと、山江の従業員はおるのかなという感じです。社員が手作りで屋台なんかをやっておりますので、それを見ますと。やっぱり誘致企業だから、できれば村内の雇用をお願いしたいと思う次第であります。雇用環境を整えるためには、やっぱり村内の方を使ってもらわなければいけませんので、村長はどういうふうに考えてますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） えっと、質問がちょっと、公約の6項目と4つの約束と申されました。私、最終的には、4つの大きな項目と、このビラには、山江村長選挙の選挙運動用ビラの選挙管理委員会のシールまで貼ってありますけども、4つの約束と項目は、最終的には12項目付けております。それに対するお尋ねだと思っておるわけですが、まず、雇用という部分で、伸和コントロールズの話が出ました。伸和コントロールズの夏まつりに行って、伸和コントロールズでの山江村内の雇用がないということをおっしゃっているんだろうと思います。実は、応募しても来ないというようなことが判明をしました。これは、人吉・球磨のほうからもなかなか応募がないということでした。これは昨今のいろんな景気によりまして、若者が外に出ていくという現象だろうと思います。ただ、これは八代市の県の振興局で行われました、県南本部で行われました企業誘致の会議で、私も出席しておりますいろいろなことを申し上げましたし、実は伸和コントロールズの部長が出席しております、そういうことをおっしゃって初めて気づいたんですけれど、要するに募集をしても来ないということを初めて気づいたんですが、是非それは、人吉・球磨の高校と、特に伸和コントロールズは技術者を必要とされておりますので、球磨工業高校のほうにしっかり応募をするようにしてくださいというようなことを言っております。また、それについては、できれば山江村にある企業ですから、山江村内の高校生、新卒を雇っていただきたいということでもありますので、山江村の役場にご相談ください。そして、高校と役場のほうでしっかりマッチングをしますので、よろしく申し上げますというようなことを申し上げたところであります、今後そういう方向に進んでいく。ただ、これは伸和コントロールズのみならず、人吉・球磨郡内における企業が、本当に高校生とマッチングされて、郡内から積極的に雇用されていくのかということ、まだまだクエスチョンがついているところでもあります。これは日本遺産の活用協議会の中からも、商工会等のほうから

そういう質問があつておるところでございます。いずれにしても、伸和コントロールズ、村内の企業は、実はコウノトリとかハヤブサとか、人工衛星に乗るバルブをつくる能力を持った会社であります。そういうところでもありますし、是非そういうところ、夢あるところでもあります、企業でもありますし、是非山江からも就職、雇用していただけるように、積極的にマッチングをしていけたらと思っているところですよ。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 今、山江村は企業は少ないですし、また林業をする姿もあまり見ないという。山は間伐をしないから木が細くなってしまって、やっぱり太くならないという問題も書いている分もあります。子どもは、中学校、高校までは山江で一生懸命育てますが、みんなよそさん行きます。これはもったいないことです。お金をかけて、生徒を一生懸命教育して、そしてよそに行きますので。できれば、子どもが残るような環境を整えてもらいたいと思います。

2番目に「小中学生の給食費を全額無料にします」と公約がありました。これは実際に行われていますが、当時は大分反対もあったと思いますが、どうでしょう。今現在は、これは子どもさんを抱える、例えば「小中学校の給食費がただになってよかったな」と思っていると思いますが、今はどうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 給食の前に、お金をかけて子どもたちが外に出て行く現象というをおっしゃいました。これは実は、私が東京の会場でICTの山江村の取り組みについて発表を、1コマで発表をさせていただいた時に、実は筑波大学の先生からこうこう質問があつたんですね。その質問は、「全国で一番学力が高い秋田県は、学力が高いがゆえに過疎化が一番進んでいる。このことについて、内山村長はどう考えられますか」というようなことをおっしゃいました。それについてちょっとコメントしますと、子どもを0歳から大学まで出すとすると、大体2,000万円から3,000万円いるそうです。10人いると2、3億いるわけですね。100人いると2、30億。その優秀な子どもに限って、その子どもたちは地元には残らない、外に出て行くという現象は確かにございます。ただ、私たち大人は、その場で答えたのは「残らないのは大人の責任だ」と私は言いました。「そういう環境をつくっていかないからだ」と申したわけでもありますけども、ただ、もう一つの考え方は、やっぱりその子どもたちが世界のどこに行っても活躍できるグローバルな人材として育てていく義務があるんじゃないかならうかと思ひますし、今グローバルという言葉も流行っております。グローバルという世界のどこでもじゃなくて、ローカルの山江においても活躍できるような人材を育てていく、両方見据えた必要があ

ろうかと思っているところでもありますので、付け加えて答弁させていただきます。

それから給食の件であります。学校給食の件は反対があったというよりも、この議場でいろんな議論をさせていただいたということでもあります。その結果、全会一致でお認めいただいておりますので、その付近ははき違えられませんようお願いしたいと思いますし、もちろん中学生までの給食費の無料化については、当然のことながら、喜んでおられる意見が多いというふうには聞くわけですが、私さらに進めて、食育としての地産地消化をどう進めていくのか、ということが大きな課題として今考えているところでもあります。いわゆる山江村でできた農林産物を学校給食に提供して、子どもたちに食べてもらう。これはもちろん、アンケートを取るとももっとも山江村で採れた農産物を食べたいというのが8割方おりました。そういう子どもたちに食育を通して、やはり食に対する感謝の気持ちや郷土愛を育むということにもつながろうかと思ったり、これが先ほど言いました郷土愛を育むということが、将来はこの山江村に残りたいという子どもたちの、心を揺さぶることにもつながると思っています。加えて、そこに農林産物を提供します農家の方々、林家の方々の所得の保障にもつながっていくということにもなりますので、今学校給食に関しましては、その付近のところを考えて進めさせてもらっています。

この事業については、この場で何回も申し上げますけれども、農林水産省の補助金であります集落活性化支援交付金事業、交付金というのは全額国からくるわけですが、からの支援の中でこの事業を進めさせてもらっております。これが済みますと、将来的には我が家の食卓に我が家で採れた農林産物が並ぶ、食卓自給率と私は前申し上げてましたけれども、その向上にもつながっていくんだろうというふうに考えますし、そういうことから給食に関してはそういう考えを持っております。

ただ、元に戻りまして、一言だけ言わせてもらおうと、議員の皆様方もご承知かと思っておりますけれども、山江中学校の入学式で、将来は山江に残って農業をして、農業で生業で頑張るために中学校でも一生懸命やっていくというようなことを話した生徒がおりました。先般、産業祭の折にその親御さんと話しますと、「まだまだやる気満々ばい」ということでありました。まさにそういう子どもたちがこの場に残留と、いろんなiPadで、タブレットで農地を管理したり、流通を管理したりすることになるんだらうし、そういう環境をやっぱり今の我々がしっかり整えていくということが大事だらうと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 私たちが学校に行く時は、給食そのものがありませんでしたの

で、ところが子どもを持ちます時には、給食費が一番頭が痛かですね。毎月お金がかかりますけん。あれが一番頭が痛い、子どもには食べさせんわけにはいかない、金は私払わないかんです。私も給食費の斡旋をしてましたけども、やっぱりどうしても払わない方もおられましたけど、PTAとしてそれをどうしても払えてない人は仕方ないということで帳面から消してましたけど、子どもには食べさせないけないという難題もありました。それが今はなくなって、非常にありがたいことだと思います。

3番目に「親子で楽しめる総合公園をつくります」、これは赤坂議員が質問をしましたのでやめておきます。

4番目に「高齢者の通院、買い物などの生活支援を進めます」というような、状況はどうなっていますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） これにつきましては、就任当初から山江村地域公共のプロジェクト会議を持ちまして、まるおか号の運行をどうするかということに検討を重ねてきたわけでありまして。その検討する中において、実は人吉・球磨でも地域公共をどうするかというような動きもありまして、その動きを待たざるを得なかったということもありますが、4月1日から山江村内でおければ、区域内は自由にどこでも行ける。誤解をしておられる村民の方もおられますけれども、全線、山田線の一方通行でしか乗れないんじゃないかなろうかというようなことをおっしゃいましたが、いつでもその時間帯であれば、山江村内には自由にどこでも行けるというような運行体系にしておりますし、それから、人吉市においては地方自治体が違いますので、人吉市の地域公共交通とすり合わせるという必要があります。従いまして、人吉市の地域公共交通は、地域内運行をしておりませんので、山江村内から勝手に行きたい所に行けるというようなことは、人吉市はできません。従いまして、停留所を設けながらその運行をするということでありまして、そのどこに人吉市の場所に停留所を設ければいいのかということについては、各地域の懇談会において、座談会において、このわざわざテーマを設けて意見交換会をさせてもらいながら決めましたし、また4月から、実は9月までを実証運行として、まるおか号を運行しながら、その課題が残るところは改善して、10月1日から本格運行を今させてもらっているところがございます。利用者数は2.4倍です、以前の。料金的には1.9倍であります。一番山江村が出していた九州産交に補助金を出していたのは、山田線、全線、合わせて1,300万円出していたということでありまして、現在、通常であれば5,600万だったのが、7,800万になるのかなと。それでも往年出していた金額よりも低いというような運行をさせてもらっております。ただし、この地

域公共交通に関しては、山江村は過疎地域でありますから、過疎地域というのは疎すぎると書きますね。この言葉、嫌いですが、本当は、非常に不便だというようなことを象徴する言葉ですが、その最たる不便さは公共交通機関です。東京に行きますと、どこに行こうにも地下鉄が回っておったり、鉄道が回っておったり、便利であります。山江においては、各戸で自動車を保有しないと行きたい所に行けないということがございます。高齢者の免許証の返還もありますので、そういう方々にも便宜を図らいながら、さらに今、1,000円かかるとバスの運行費で、多分200円ぐらいで目的地に行けると思います。残りの800円は山江村が負担しているところでもありますけれども、さらに免許証を返還された高齢者の方には、そのバスの運行の2割から3割ぐらいの負担から、さらに半額、一生補償をするということになっておりますから、高齢者の事故、日本各地で起きておりますので、そういう活用もしていただきたいと思っております。それから、福祉タクシーについても、週に2回というようなことでありましたけれども、1月に20枚というようなかたちで、どうしてもまるおか号に乗れない方々に対するサービスは拡充をさせてもらっておりますので、付け加えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 山江村は非常に地域が広うございます。やっぱり高齢者になれば車に乗れませんので、病院に行くのも大変だと思いますので、まるおか号を大いに利用されて、自分の生活をしてもらいたいと思っております。

5番目に「合戦ノ峰（本城の森）から山田小学校までの歩道付き通学路など、集落を結ぶ道路をつくります」とありますが、現在はセンターピンがもう打ってあります。朝夕あそこにいますと、車が非常に多ございます。小中学校、保育園、また永シ切住宅からというふうにあそこを通る車が非常に多ございます。現在はどのような状況になっていきますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 生活はもっと便利に、「本城の森から山田小学校までの歩道付き通学路など、生活道路をつくります」としております。継続事業もありまして、防災事業、吐合宇那川線防災工事だったり、山江錦線の歩道を新設しようという工事だったり、新小山田線の舗装工事であったり、味園涼松線の舗装工事だったり、また長ケ峰・手石方線改良舗装だったり、今年古敷金ノ平線、西川内下城子線の舗装工事だったりをしております。ただ、これだけの工事でありまして、全てやるわけにはいきませんから、一つの工事が終われば、また次の工事に移るといような財政的なやりくりをしながら、また、社交金といわれる国の補助金を活用した

り、また過疎債を活用したりしながら、その工事は進めているところでございます。最近では県道から井出の口橋までのあの区間が非常に危ないというようなことでありますので、歩道付きの拡幅工事も計画をして、今年設計をするというようなことになっておるところでございます。

お尋ねの本城の森から山田小学校につきましても、全路線を測量しまして、ただあそこは共有地が多いというようなこともございますので、その計画が一步步ではありますけれども、ちょっと遅れているということでもあります。先ほど申し上げました優先するところもあるということでございます。その付近の進捗状況につきましては、建設課長が答えさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

路線につきましては、村道城南永シ切線という路線名でございますけれども、この路線につきましては、先ほど村長も申しましたけれども、全体測量と詳細設計を行っております。従いまして、路線の測量等も行いましたので、本年度につきましては、用地関係に入るということで、用地買収等も予算化は計上しております。につきまして、本年度、来週ですけれども、地元関係者の方に説明をいたしまして、用地等の相談をし、まだ相続ができていない土地等もございまして、そういう話をしながら本年度は用地関係の事務を進めてまいりまして、来年度以降に本格的な事業開始ということで計画をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 私も時々あそこを利用しますが、非常に危ない、狭くて危ないです。カーブもありますし、できれば早めにもらいたいというふうに、自分が思っているだけですが、よろしく願います。

6番目に「若者や児童生徒の国内・国際交流事業を勧めます」、高校生、専門学生、大学生の海外留学、ホームステイですね、この費用を補助しますとありますが、実際に国内交流、国際交流はありましたか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 現在ご案内のとおり、山江村内の小中学校においてはICT教育における推進が図られているところでございます。これにつきましても、もろもろと申し上げておりますとおり、例えば大阪の箕面市あたりは、ニュージーランドと学校と学校をつないで国際交流のことをやっているというようなことも紹介をしたところでございます。そういう観点から、この小中学生の国際交流には取り組んでいければということを、今、教育委員会と協議をさせてもらっているところでございます。人材育成に関しては、そのICT教育そのものが人材育成ではあります

けれども、現在、職員を、一人の職員を自治大学校にやっておりますし、先般上京の折に様子を伺ってきました。また、民生委員のほうには、四国の方に行ってもらって、生活困窮対策、それから高齢者の孤独化といいますか、独居老人等の対策について、非常に先進的な事例をされるところがありました。そういう講演を私聞いたことがありましたので、そこに行ってもらったりしておりますし、今回の区長会でも国におけるいろんな課題ということで、福岡市の防災センターにおけるいろんな学習をといえますか、勧めてまいったところでもあります。国際交流については、今のところ、だから国際交流というのが、例えば産業に結び付いたり、文化に結び付いたり、教育に結び付いたり、いろんなところでの結び付きがしっかり見えてこない、ただ単に国際といきまただけでは意味がありません。例えば、対馬と海山交流今年やっております、12月の次の日曜日ですね、来ることになっておりますが、当初は産業のB to B、いわゆる民間対民間の交流から始まったところでございます。いわゆる山江村のいろんな栗の産品をはじめ、農林産物と、対馬の海産物をはじめとしたそういう物産との交流をしましょうと。それが発展しながら、今子どもたちの交流に発展しているというようなことでありますから、一つひとつ積み上げながらまた、有効な手段を考えていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） わかりました。

次に、山江村のこれからの展望についてであります、栗を山江村の特産品として広大めざしておられますが、次に何か手はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 栗の生産推進については、実は前赤坂議員のところでも申し上げております。一番の課題は、山江の栗が全く足りなくなっているということです。今回、12月の11日に県庁のほうで、またローソンとのやまえ栗のモンブランの制作発表会をして、12月12日からやまえ栗のモンブランが出て行くというようなことであります。4万個程度、今年も作るということでありますし、九州管内のコンビニローソンにおいて、大体去年も2週間程度で売り切れたということで、ローソンの方がおっしゃいますには、「地域の食材として、コラボとして作る商品では、1、2位を争う人気商品だ」とおっしゃってございました。従いまして、その生産量をどう拡大する、確保するか。これはやまえ栗の生産向上推進委員会が20人ほど、このこともご案内のとおりだと思いますけども、さらに協議を重ねながら、今年から、肥料が足りないんだというようなことをおっしゃるものですから、8割補助の無制限ということにしておりますし、予算も220～230万円組んでおるところでもありますし、まず栗の生産を、生産高を上げると。このことは

実は農家所得の向上と直結するわけでありますから、それに付随しまして、雇用の面を考えた上での加工品をどうするかということだとか、もっともつとやまえ栗が高く売れるように、流通にどのように乗せていったらいいとかは、さらに検討していきたいと思っております。

また、交流事業の推進につきましても、先ほど赤坂議員のほうがお尋ねにあったとおり、いろんな栗を中心とした、また公園を中心とした、観光栗園もそうですが、家族連れで来られた方々が山江を楽しんで、栗を拾らわれて、栗を食べられて、そして泊まって、喜んで帰られるし、また増やして、また山江村に来ていただくというようなかたちを、仕組みをつくっていったらと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 私も栗をつくっておりますが、木が古くなって、枯れが目立ちます。枯れて、次を植えればもう何年か先、私が生きている時に採れるかどうかかわらんぐらいですがかかります。山江村も61年には400トン採れたというふうに聞いております。昨年は120トンぐらいですかね。ピーク当時の3分の1という生産能力です、今は。ですから、やっぱり古くなった木が多ございますので、それに苗木を補助されておりますが、80%の補助ですかね、肥料と苗とかの80%補助ということでございますが、その補助を受けるためにどうすればいいかっていうのがわからない人おるんです。私もわかりません。届けてもらえれば済むけどと言うけど、領収書を持ってきてやるんか、また買う前に何月までか申し込まなければならないということで、買う前に申し込むのか、何本かと。値段もわかりません。ですから、どういうふうになれば苗木を買ったり、肥料をとったり、することはできるのか、それをわからない方も多いと思っておりますので説明願います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗に対する支援の申請の仕方がわからないという方がいらっしゃるということでございます。確かに、ケーブルテレビとか広報とかでは周知はしているつもりでおりますけれども、全員が申請をされているというのは限らないのかなというふうにも思っております。基本的には、申請の仕方、一回立て替えてもらって、あとから助成するというふうな形になりますけれども、昨年度立ち上げました生産向上推進委員が20名ほどということでもあります。その方が、担当区をそれぞれ持っていらっしゃいますので、栗に対する支援はこういう支援があるよ、申請してみられんですかというふうな声掛けを、一軒一軒、今、最近していただいておりますのでありますので、なるべく申請するのが、役場に行くのが面倒だということがないように、この支援の支援策を一生懸命活用していただくために、

その生産向上推進委員の方とも一緒に協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） いろいろそうですね、村長はこれからの展望でございますが、小学校のICT教育、これは全国でトップをいく教育と思いますが、これは22年から始めて。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員、通告内容と違ってしています。通告に従って質問をしてください。

○7番（秋丸光明君） それから、まるおかの創設とかそういうことをされております。非常に公約の6項目、4項目を忘れてましたけど、されております。こういうことを村長が、要するにされることは、非常に村民としてワクワクとした感じで見えております。ICT教育も村長が始めたわけでございますが、先の村長が始めたんじゃないかという方もおられます。22年から始めておりますので。それは村長が次の村長選に出てもらいたいと思いますが、どういうふうにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えします。

ICT教育の変遷については、実は議員の皆さん方も、今年のICTの小中学校の山江村ICT教育推進校の研究発表会の中でまとめたものがあります。その中に私のほうは、そのICTに関する今までの取り組みについて書いておるところでございます。ただ、このICT教育に取り組まれたのは7年目でありますので、前村長の時に教育委員会のほうから取り組まれて、年次計画において一つずつ段階を積み重ねてこられたということは大きな成果の一つであろうと思っておりますし、また、さらに私自身が、全国のICTの教育推進の首長協議会の理事にもなっておりますから、そういう立場でまたさらにやっていきたいということでもありますので、しっかり誤解のないようお願いしたいと思います。

それと、来年の村長選であります。もろもろやってきた中において、まだまだ完成した部分もありますし、継続性も必要な部分もあろうかと思っております。そういうことも含めてですね、後援会の皆さん方、また村民の皆さん方との意見交換もさせてもらえればと思っておりますので、今この段階でどうするかということについては控えさせていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に5番、立道徹議員より、1、学校教育活動について、2、補助金返還について、3、太陽光発電工事についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最近、とても考えられない想像を絶するような神奈川県の間での9人のバラバラ殺人事件、亡くなられた方のご冥福をお祈りし、ご家族の方へのお悔やみを申し上げます。この犯人は突如として、このような異常な精神状態になったのか、生まれつきなのか、幼少期の頃はどうかだったのか、小学校の頃は、また中学校の頃は、我々大人はそのような状態を察知できなかったのか、考えさせられます。また、携帯サイトでの事件も多く、携帯を子どもに持たせる時期もまた考えさせられます。

小学校の、これは特別教科の道徳の指導要綱の中から、目標は、基盤となる道徳性を養うため、道徳的な主価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとあります。内容としましては、自分自身に関する事、人との関わりに関する事、集団や社会との関わりに関する事、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事、特にこの4番目の項目の中には、生命の尊さ、学年によって内容も違いますけども、1・2年生では生きることの素晴らしさを知り、生命を大切にすることとあります。

まずは、1点目の当村の学校における道徳教育の現状と課題について、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします

学校教育におきます道徳につきましては、全て文部科学省が示しております学習

指導要領をもとに進めているところでございます。その学習指導要領におきまして、道徳教育については総則というものがございまして、また、先ほど申されました教科における目標というものがございまして、総則におきましては、学校における道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行う、道徳の時間だけではなく、全てに対して行うということとされております。そこで、各学校におきましては道徳教育を、学校教育全体を通じて行うということはもちろんでございますけれども、道徳の時間といたしまして、週に1時間、年間で35時間の授業を行っております。小学1年生におきましては、34時間となっております。の授業を確保しながら、子どもたちに道徳性価値の自覚化を図っているところでございます。

しかし、全国を見てもみると、年間35時間の授業時数が確保されなかったり、各地で先ほどございましたような問題、あるいはいじめ問題等が発生をして、非常に深刻な問題となっている状況がございまして、そういう問題を捉えまして、文部科学省におきましては、そういう問題解決を図るということで、平成30年度からは小学校で、それから平成31年度からは中学校で、これまでの領域として取り扱ってございました道徳の時間を教科化と、教科ということで格上げをいたしまして、名称は特別な教科「道徳」ということで実施していくということでございまして、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 本当に道徳教育が、これから先、本当に大切な教科になっていくんではないかと思えます。

次に、ICT教育と並行して道徳教育は大変重要と考えますが、どうか。お尋ねをします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします

これからの子どもたちは、グローバル化の進展、それから情報教育充実の進歩、かつてないスピードで少子高齢化の進行など、社会の急激な変化の中でたくましく生き抜いていかなければなりません。その中で、子どもたちが円滑な社会生活を営むためには、さまざまなルール、マナー、これを身につける必要がございまして、善悪の判断を行う必要があるかと考えております。また、子どもたち一人ひとりが道徳的価値の自覚のもと、自ら考え、他者と対話し、共同しながらよりよい方向を目指す資質や能力を備えることが重要であると考えております。こうした資質能力の育成に向け、道徳教育の果たす役割はさらに重要になってくるものと思われま

す。

また、先ほど申し上げましたように、深刻ないじめなどの重要な問題も多く発生しておりますし、道徳教育の必要性というのは一段と高まってきていると考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、その重要性にかんがみまして、来年度から教科される特別な教科「道徳」の指導に力を注ぎ、子どもたちがよりよく生きていくための基盤となる道徳性の育成を、しっかりと図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ICT教育と一緒にになったら、やはり画面を見ながらこういう現実に、口先だけじゃなくて、別にこうわかりやすく子どもたちには伝えることができるんじゃないかと思っております。

次に3点目ですけど、道徳教育の目標として、ちょっと割愛しますけども、「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛し、豊かな文化の創造を図る」とありますが、道徳教育の資料としてどういったことを考えておられるか、答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします

道徳教育の資料ということでございますけども、現在は文部科学省発行の「みんなの道徳」、それから熊本県教育委員会が作成しております郷土教材「熊本の心」等を副読本として使用しながら、子どもたちに道徳的価値についての自覚化を図り、道徳性の育成を図っているところでございます。

しかし、来年度からは先ほど申し上げましたように、特別な教科「道徳」ということで実施されることから、国語や算数などのように、文部科学省検定教科書を使用することとなります。本来教科書は、採択の権限は市町村教育委員会にあるわけでございますが、都道府県教育委員会が、市町村の区域またはこれらの区域を合わせた区域を採択チェックとして設定をしております。人吉・球磨地域では、球磨地区教科書教科用図書採択協議会が設置しておりますので、そこで共同採択をして、人吉・球磨地域の学校では、同じ教科書が使用されることとなっております。そのため、来年度から使用する道徳の教科書につきましては、今年8月に採択され、来年度から使用することとなっております。

そこで、本村でも来年度からは検定教科書を使用することとなりますが、そのほかにも副読本といたしまして、先ほど申し上げました県教育委員会が作成しており

ます「熊本の心」等の郷土教材、それからもう一つ、山江村の特徴であります、先ほど申されましたICTを活用したデジタル教材等を活用しながら、子どもたちにわかりやすくその道德性の育成を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） この山江村からそういう事件を起こす子どもたちが将来も出て来ないように、本当、しっかり小学校の時期に、やはりしっかり道德教育をしていただきたいと思います。

次に、4点目が、大川内小、屋形小、山田小尾寄崎分校、そしてまた城内小が万江小として統合されて、本年が30年という節目の年であります。この統合におきましては、諸先輩の方々が長年、絶えなるご尽力により、昭和61年9月25日、万江小として統合することをこの村議会で可決され、今日に至っているわけでございます。その節目の年でありながら、記念行事等も耳に入ってきません。そのような計画等は行政としては考えておられないのかお尋ねをします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします

万江小学校におきましては、先ほど申されましたような昭和61年の可決ということでございます。昭和63年に当時の城内小学校、屋形小学校、それから大川内小学校、山田小学校尾寄崎分校が統合いたしまして、ちょうど今年で30周年にあたるということでございます。その間、地域保護者の方々の学校に対する強い思いによるご支援、ご協力をいただきながら、校長を中心とした学校経営がなされているところでございます。そこで、万江小学校では創立30周年を迎え、今年度の運動会とか、それから学習発表会等の行事おきまして、創立30周年運動会という冠を付けまして実施をしているところでございます。そして、地域や保護者の方々へ感謝の意を示しているところでございます。

また、議員が申されます記念式典でございますけども、この学校の創立記念式典につきましては、過去の例を見ますと、各学校が主催で、大体10年を節目に行われているようでございます。最近行われた例では、平成26年に山田小学校で、創立140周年記念式典が行われております。そこで、万江小学校につきましては、今年創立30周年目ということでございますので、現在、来年3月初めに創立記念式典を行うということで準備を進めているところでございます。その際は、議員の皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 保護者の方から、そういうのはPTAが主催となってやるのかっていうお尋ねもありました。一応、節目の年でありますので、行政方も大変ですけどよろしく願いいたします。

次に、学校給食についてでございますけど、給食費無料化になり、年間120万円で地産地消コーディネーターを配置し、推進協力委員の協力の下で地産地消率も徐々に上がってきているということでございますが、現在ほどのくらいの率でございましょうか。お尋ねをします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 地産地消、学校給食の地産地消率ということでございます。

その前に、この事業に対しまして、少し説明をさせていただきたいと思っておりますが、この事業は国の交付金を活用いたしまして、目的は食育を推進し、郷土愛を育み、農林家の所得を上げる向上を目指すということでございます。この学校給食の地産地消化の推進というのは、山江村地域活性化協議会というのがありまして、そこで作成されました山江村将来ビジョンに基づいて、学校給食の地産地消化の推進を図っております。先ほど議員申されましたとおり、地産地消コーディネーターを配置しまして、または地産地消推進協力員として、ボランティアで協力をいただいております。農林家との連携と調整を図っておるところでございます。

率としましては、このシステムを立ち上げるまでは約18%と、地産地消率は18%ということございましたけど、現在、約30%前後を行き来しているところでございます。もちろん、この30%の率を引き上げることを一生懸命図って、農林家の所得の向上を今後も図っていききたいと思います。

ちなみに、現在この学校給食の地産地消の推進に協力いただいている農家は、約30件ほどでございます。先日、この農家の方々を対象に、この推進がうまく進むように意見交換会をさせていただいたところございまして、さまざまな意見をいただいたところでございます。

また、今年度から毎月やまえ広報によりまして、月の学校給食の地産地消の率を掲載しているところでございます。また是非、この広報もご覧いただきまして、村民の方々の益々のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。将来的には、この学校給食の地産地消化を皮切りに、都市部との農林産物の流通を開拓しまして、農林家の所得の向上を益々図っていききたいというふうな目的で実施している事業でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 現在、30名ほどの農林家の協力があるということですが、いろいろ村民の農家の方から、声かけは都合のよいところしかしていないという声も聞きますけど、今後協力農林家を増やすためには、農林家の方から「うちもしますよ」という声かけをするのか、コーディネーターと推進協力委員との連携で声かけをしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この30名の協力いただいている農林家ということは、これは多いか少ないかということにはちょっとあれですけど、今後益々この数を増やしていく必要はもちろんあるというふうに思っております。これをどういうふうに増やしていくかといいますと、やっぱり今現在、地産地消推進協力員の方が、この30名以外でも協力いただけませんかというお願いといいますか、お願いに一軒一軒実際に顔を合わせてお願いをしていっているところでございますし、またいろいろなコーディネーターとか調整も必要なんですけども、これがスムーズにいきますようになるべく増やして、所得の向上を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先ほどから村長も地産地消化に力を入れたいということで、村長としてはこの30%をどのくらい程度上げていくのか、村長にお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） この国の交付金事業、5カ年間があります。毎年1,000万円ずつ、先ほど言いました、先般行政報告で言いました、お金がないところですので、国から、県から幾らお金を引っ張ってくるかが大事でありますから、100%国からの補助事業で5カ年間のちょうど3年目を迎えたということでもあります。当然、国の補助金と交付金を申請する上においては、目標たる数値を挙げていかなければいけないということですが、その数値は48%となっているところであります。従いまして、あと2年間でその48%を目指しながら、地産地消化を図っていくということでございます。

ただ、農家の方々もやっぱり学校給食というと、安心・安全というようなことも踏まえて、ちょっと面倒だというような意識の方もおられまして、辞退される方もおられます。ただ、先般は農家の方々30名ほどと協議をされたということでもありますけども、これは栄養士と学校給食の調理師が一緒になって、いろいろ話し合われた中でいろんな意見が出たということでもありますから、まず大きな前進だと思います。将来的には、農家の方々と実は子どもたちとマッチングさせ、やはり農家の

方々がつくられた、この方々がつくられた何々という野菜が、その学校給食のこの吸い物の何です、ほうれん草ですよというようなマッチングをすることによって、さらにその子どもの食育に役立てていきたいという目的が達成される部分もありますので、そちらのほうを意識しながらやっていきたいと思っております。

先ほども言いましたとおり、余った分は食卓自給力を向上させたり、今、調理法を、保存できる調理法を考えて、真空調理法というのを導入して研究をしておりますが、その真空調理法によりますと、青物野菜を引き取ったあとも、その真空調理で保存が効くということでもあります。栄養物は保ちながら、ということでもありますから、そういう技術も活用させてもらいながら、食育の推進、給食の地産地消化に向けてやっていきたいと思っておりますし、将来的にはその農家の方々を、市場に充実させるということも見込んでいるところであります。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） はい、じゃあ40%とは言わず、やっぱりどンドンどンドン上げていただいて、コーディネーター、協力推進員と連携で、頑張って取り組んでいただきたいと思います。1年後、期待しております。

それでは、次の質問でございますけど、これは昨年12月にも一般質問をさせていただきましたけど、村長も責任を取られて減給された問題の、公有林の整備事業の返還金についてですが、現在はどのような状況になっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この件につきましては、昨年の12月の定例会でも質問をいただいているところでございます。内容としましては、平成23年度、26年度、27年度の村有林の造林事業、下刈りとか間伐とか、その作業の種類におきまして、補助金の申請の数量と実際の数量の違いにより、補助金の返還が生じたというところでございます。返還いたします補助金としましては、国・県の補助金を合計しますと271万5,920円というところでございます。今後、このようなことが起きないように進捗状況調査、確認はもちろんしていきたいと思っております。

返還の状況ということでございますが、この補助金の返還に対します補正が、県の補正が9月の県議会で補正されたというふうに聞いております。それによりまして、今、県と林野庁とで調整中という報告を受けております。今後、この何らかのかたちで、近々県から連絡があり、近々返還の手続きに入るものというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 補助金の返還に対する補正ということは、もう返還しなくていいということですか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この補助金につきましては、国と県、国の補助金が県にきまして、県がそれに嵩上げて市町村に交付するというかたちになりますので、県の嵩上げ部分を県の議会で補正したというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） はい、じゃあまあ、今のところは、もう森林組合からのお金は全然もらっていないということですね。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 森林組合からの委託料の返還はまだ行っておりません。この県への補助金の返還し次第、速やかに請求をしたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 村長が責任を取られて減給された問題でございまして、うまい具合に組合からいただくのか、その辺は今後とも頑張って、平山課長にお金を取っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

村有地に建設された太陽光発電工事についてであります。平成28年度中に工事は完了したと思っておりましたが、これは先月ですね、未でしたけど、工事看板は立てたまま、そしてまた進入路に使ったコンクリート舗装は割れたまま、そしてまた本城の森の、今使用中の側溝の上には土砂が堆積したままとなっております。

まず1点目は、工事は完了したのか、2点目は、完了の確認検査は行ったのか、3点目が、現在の状況は把握しているのか、4点目は、今後の維持管理について、行政はどのような考えをしているのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

合戦の峰本城地区に設置しております太陽光発電事業につきましてですけれども、まず若干経緯のほうを説明させていただきます。

村有地の活用につきましては、議事録の、以前の議事録を読み返してみますと、村有地についての有効的な活用策はないかとかということが、その当時の議員さんのほうからも質問があつて、何かあれば活用したいというような答弁がなされております。これは今の議員さんじゃなくて、当時の議員さんの質問に対する答弁が議事

録のほうに載っております。そのような中、平成27年1月に、企業から村有地に、太陽光発電を建設したい旨の事業計画が打診されております。村といたしましては、村有地の有効活用ということで大変ありがたいお話ではあったのですが、まず地元である合戦の峰地区の皆さんへ説明をし、また議会議員の皆さんにも報告をし、合意形成がなされた上で事業を進めていくようにというような提案をしております。この間、企業が合戦の峰地区住民の皆さんを対象といたしました地元説明会を3回開催をしております、議会議員の皆さんへも報告、また現地の調査なども行っていただいているということでございます。その後、平成28年5月に、地元、企業、村との協定を締結しております。それから村との地上権設定、簡単に言いますと、村有地の借地の契約ということをして結んでおります。期間は、平成28年5月1日から21年間ということになっておりまして、地代につきましては年額200万円を村のほうに納入してもらおうということになっております。平成28年度分の地代につきましては納入済みということでございます。

太陽光発電の設置工事についてですけれども、この事業は、進出企業が施工業者に発注をしているものでございます。工事の経過報告等は受けているところでありまして、設置工事については完了しているものというふうに考えております。

また、竣工検査は行ったのかというご質問ですけれども、先ほど申しましたとおり、村のほうは発注をしておりませんので、公共工事等で実際行います竣工検査、確認検査等は行っておりませんが、随時、当時の担当者、また私も4月になって担当となっておりますけれども、経過報告や現地での確認等を行っているところでございます。議員のご指摘にあったとおり、工事が完了したあとも工事看板が設置されたままになっております。私たちも企業のほうに再三撤去するように申し入れをしておりましたが、なかなか撤去がされていないということでございました。この件につきましては、先日無理やり私たちのほうで企業を呼びまして、その場で撤去をさせていただいております。

また、もう一つご指摘がありましたひび割れの件についてですけれども、こちらのほうも、設置工事の進入口となっております、大型車両が通行したために原因ができたひびだというふうに思っております。企業のほうが施工業者のほうに指示をして、手直しをするという報告を受けておりましたが、こちらのほうもなかなかされていないというような状況でございました。隣接する民家の方と先日お会いをいたしまして、実際に現場を確認し、手直しをするように進めていくよう検討しております。また、この件につきましては、道路管理の担当課であります建設課のほうとも協議を行いながら、進めていきたいというふうに思っております。

また、集水桝等の土砂の堆積についてですが、こちらのほうも、現在渇水期とな

っておりますのでそのままになっていた状況でございます。雨季には頻繁に撤去をしておりましたが、どうしても渇水期には管理が滞っていたということでございますので、議員のご指摘のとおり、こちらのほうも早急に除去をするように進めております。

現状を把握しているのかということでございますけれども、現在、担当者のほうが月に1、2度現場の方に出向いております、その都度、いらっしゃればですけども、隣接する民家の方とも意見交換をさせていただいております。その都度、管理を行う企業が現場を確認を行いまして、いろんなことをやっていただければと思うんですけども、なかなか来ていただけないという現状でございますので、こちらのほうから指示をしているということでございます。

設置が完了いたしまして、事業開始の初年度ということでもありましたので、設置工事だけでは対応できない不備な箇所が存在したことは事実でございます。集水桝の拡幅やフェンスの設置、排水溝が土砂等に埋没しないような対策を講じているということでございます。

また、管理会社におきましては、敷地はもとより排水関係の維持管理につきましても、マニュアルの作成を指示いたしております。それに基づいて、今後管理を徹底するようにいたしております。

今後の維持管理についてということですけども、太陽光発電事業が開始され初年度ということでもありまして、近隣住民の皆様には大変なご心配をおかけした次第でございます。今後、村有地の所有者であります山江村、借地として事業をしている企業が連絡を密に取り合い、対策を講じながら、今まで以上に安心・安全な暮らしが確保できるよう、施設管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今年には本当、大雨も降らなくて何とか救われたような感じがしますが、実際現地に行くと、本城の森のあの太陽光あたりは、法面ぎりぎりに盛土部につくってあるような状況です。万が一、大雨が降ったら、もろとも崩れていくような感じがしました。その点、やはり特に6月、降雨時期にはやっぱりパトロールしながら、地区の住民の方が不安がられないように、維持管理の方を業者と連絡を密にさせていただいて、対策を取っていただきたいと思っております。

これをもちまして、一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----
休憩 午前11時54分
再開 午後 1時15分
-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に2番、横谷巡議員より、1、国民健康保険の広域化について、2、結婚支援について、3、総合公園建設についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。

質問事項の最初は、国民健康保険の広域化についてであります。

平成30年度から、国民健康保険の運営主体が、市町村から県に移管します。国民健康保険の加入者は、高齢者や低所得者が多く、保険税が高いということは、加入者にとっては深刻な問題であります。社会保険と違って事業者負担のない国民健康保険制度は、国庫負担がなければ維持できません。来年度、国民健康保険が県単位広域化で保険税がどうなるのか、最大の関心事であり、重要な社会保障制度でありますので、広域化による問題点を確認の意味で質問をいたします。

まず、国保料を決める標準保険料率と、医療費や被保険者の所得水準、被保険者数の数を指標に算定される納付金の負担額は示されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

現在、国・県におきまして、平成30年度からの国保運営移行に伴う会議、検討がなされているところでございます。保険税部会が4回、連携会議が2回、県の国保運営協議会が1回実施されておりまして、今後、連携会議が1回、運営協議会が1回、開催予定でございます。年末年始にかけまして、国が確定件数の閣議決定を経たのち、1月中旬頃に標準保険料率及び納付金の提示というスケジュールとなっております。従いまして、今現在におきましては、税率や納付金の額は示されていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 1月中旬頃ですか、示されるのが。新聞等で見ますと、今回の広域化によって、国保保険料を試算すると、上昇する市町村がかなり多いということが出ております。予想ですけれども、本村の場合は高くなるのか、どうなるか。予想で結構ですから、まだ示されておられませんから。そのところをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

現在、担当部署において、いろいろな提出書類等があつておるところでございますが、それに対しての、何回も試算等の計算等は行われているようではございますが、はっきりはまだわからないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 1月中旬頃ですけども、新年度予算等の査定もいよいよ大詰めになってくると思いますし、健康保険税等もやっぱり影響があると思いますから、やっぱり早めの納付金の指示等が県からあつてしかるべきかなと思いますけどね。

それから、標準保険料率、この算定に際しては、県はその根拠として標準的な収納率を示すとあります。実際の収納率が、標準的な収納率より低い場合の解決はどう図るのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

収納率の不足分についてでございますが、平成30年度に設定される標準保険料率におきましては、収納率100%で設定されるわけではなく、過去3年間の収納率等を勘案して設定されるということでございます。そのため、大幅な収納率の減がない限り、収納率のみの面からの不足には至らないと考えてはおるんですが、税務課サイドにおきましては、今後も収納率向上に努めていきたいと考えておりますし、また、重症化予防の取り組み等による保険者努力支援制度での財源確保にも努めていきたいと考えておるところでございます。ただ、しかしながら、収納率の大幅な落ち込みであったり、医療費の高騰などにより、納付金が不足が生じた場合でございますが、現在の国民健康保険財政調整基金がございますが、そちらの活用がまず考えられると思います。しかしながら、この基金は、給付費に限り充当できることと基金条例で規定してありまして、ただ、平成30年度からは給付費につきましては、県からの交付金で補うため、この納付金には充当ができない状態でございます。このように、条例で基金使途が限られておりますので、納付金等にも充当で

きるよう、今後条例改正等も必要になるかと考えておるところでございます。さらに、この基金が枯渇した場合には、法定外繰入をすることも考えられるわけでございます。その際は、国保事業におきまして、赤字解消計画の策定及び5年以内の解消を実施しなければなりません。また、今度は法定外繰入を避けまして、今度は不足分を県の財政安定化基金からの借入れをした場合には、元金2年据え置き3年返済となりまして、いずれにしましても、国保会計を圧迫するのは必至でございます。このような場合には、納付金と返済金を踏まえた標準保険料率となりまして、被保険者の負担に直結するものと考えております。そうならないためにも、医療費削減に向けた取り組みももちろん当然ではございますが、被保険者である村民の皆様の日頃の健康管理は必須でございますので、その辺をご理解とご協力のほどをお願いしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 収納率のことは、標準的に3年間の収納率の平均を出すということですが、本村の国保の収納率は確か95%ぐらいですよ。この標準保険料率には、今説明がちょっとありましたけれども、市町村が行う一般会計からの繰入金には反映されないんですよ、この標準保険料率にはですね。ですから、収納率が低い場合には、やはりこれは滞納者への締め上げといいますか、県から納付金を決められた以上は、これだけ納めなさい。ですから、やはり納めきらんときには、未納者から取るか、税金を上げるかしかないんですから、この対応というのも考えておかなければならないのではないかなというふうに思います。標準保険料が示され、村独自の保険料は当分の間は左右されるということですよ。当分の間は、村独自の保険料は左右されるということから、県下市町村の保険税率の格差の解消、それから保険財政の共同安定化事業の拡大等によって、広域化するならば、統一保険料の導入も先にはあるんじゃないかと思うんですけども、この広域化による統一保険料の導入については、検討されているんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

統一保険料の導入についてでございますが、将来的には県レベルで統一される可能性はあるかと思っております。ただ、現在のところ、市町村間との医療費水準の格差が約2倍となっております。明確な実施時期を示すのは、今現在では厳しい状況となっております。保険料水準の激変緩和措置への特例基金の活用が終了する平成36年度におきまして、その時の医療費や保険料の水準状況を踏まえ、統一に向けた達成時期について、改めて検討を行うと、県においては考え

ているようでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 私たちのような小規模町村、小さな町村にとっては、この広域間の特典というのは、やはり保険料率が県下一本化されると、これまでより低い保険料になるかなというのが一つの利点なんですね。しかし、やはり当分の間、ずっと今のまいくと、広域化の意味もあんまりないような感じも今します。非常に私たちの村は、国保独自の問題点のある構造を抱えている町村ですから、せつかならば、統一されれば少しは大きい町村、小さい町村こう一緒にして、何か少しでも被保険者の保険料率が安くなる方向になればなという思いでお尋ねしたところで

す。

厚生労働省は、広域化にあたって、これまで法定外繰入を行っているところがあり、こうした繰り入れは、安定的な県運営を図る上で望ましいものではないとし、保険料の値上げ、収納率の向上などで、繰り入れを解消することを求めてきました。しかし、広域化で保険料の変化を試算すると、保険料が上昇する市町村が多いとの試算で、これでは加入者からの反発が現実味を帯びてきた事情から、繰り入れを容認するという姿勢に転じました。これは、10月19日の熊日新聞の記事です。皆さん、見なはったと思うんですが、大きく報道されておりました。国保の赤字、税金穴埋め容認。厚労省転換ということで、繰り入れも容認しますよと。それだけ社会保障制度がひっ迫している現状です。こういう新聞が載っておりました。このことから、広域化は国保財政の安定運営が一つ、良質な医療の効率的提供が一つ、この二つを図ることが目的とされてきましたが、今の状況の中で、実現に不安があるというのが各市町村の実情であります。このようなことから、この広域化で国民健康保険の問題点が解消、改善されない場合、赤字補填、高すぎる保険料対策として、一般会計からの繰り入れは継続していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

持続可能な国民健康保険制度を堅持していくためにも、法定外繰入については計画的に減らしていくという考えであります。今回、30年度から財政運営主体のほうに県に移行するというところでありますけれども、保険税の激変緩和の措置のためには、国は法定外繰入も選択肢の一つとして考えられるとしております。法定外繰入につきましても、最終的には市町村の判断となるということではありますが、現段階では標準保険料率及び納付金の額が示されておりませんので、法定外繰入をするかどうかは、明確にお答えできないところでございます。先ほどの答弁にもあり

ましたように、まずは一般会計から繰り入れを行う前に、国民健康保険の財政調整基金の条例を改正させていただきまして、保険税の上昇抑制や納付金の不足分に充てられるよう対応していきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 国保の運営については、議員心配されますように、平成30年度から県が事業主体となるということでもあります。今までは、それぞれの市町村でその税率を決めて運営をしてきたということでございます。ただ、おっしゃいますように、県に事業主体が変わりますから、県の方が一気に統一した税率で各市町村まとめてほしいという思いもありますけれども、先ほど税務課長が言いましたとおり、高い、医療費が高い町村と低い町村、倍の差があるというような答弁をしたところではありますが、いわゆる高いところは「なんでそがん高くなるのか」、低いところはありがたいわけですが、というような調整が、当分の間そのせめぎ合いが続くんだらうと思っているところでもあります。従いまして、山江村内においてもですね、保険料の激変、急に上がるということは非常に被保険者に負担を、大きな負担を強いることとなりますので、その緩和のための財政調整基金を3,000万円積みたいということで、先般お話をしておると思っております。当初は、まさにおっしゃるとおり、法定外繰入はできないということでありましたので、いきなり県のほうから基金を借り入れますと、また保険料に跳ね返ってくるということでもありますから、その調整のために基金を3,000万円積ませていただいたと、財政調整基金。当分の間、その財政調整基金の中で、激変緩和をやりながら運営し、またその基金が枯渇したということであれば、法定外繰入も致し方ないんだらうということを考えております。いずれにしましても、県のほうは統一の税率を実施することを前提に、その運営を始めております。ただ、その時期については、先ほど申し上げましたとおり、市町村によって状況が違うから、急激にはできないということでもありますけれども、いずれにしましても、私たちは、国保の方もそうですけれども、山江村は無医村でありますし、総合病院に行ったり、日赤に行ったり、あとは熊大病院に行ったり、八代に行ったりするわけで、県内の各病院にその症状に応じて利用するわけでありますので、統一税率でいいのではないかと私は考えているところでもあります。いずれにしましても、この国保の問題は、健康な体をいかにつくってもらうかと、村民の方に提供していくか、また努力をしてもらうかということにつながってくるわけですが、今回はKDBシステム、要するに国保データベースシステムを導入をしながら、被保険者の健康状態に即した効果的、効率的な事業をやりなさいというふうになっております。そういうものを活用しながら、ポイント制の話もちよっとありましたけれども、実はそういう健康づくりのための

活動をした人にはポイントを与えますというようなことも含めて、健康寿命を延ばすというような事業も併せて実施していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今いろんな対応を答弁していただきました。やはりこの国保が困ったときには、国の支援金を増やすか、あるいは収納率を上げるか、保険税を上げるしか歳入は増えないわけです。本村の場合、医療費水準とか所得水準とか現状を見ますと、やはりこの一般会計からの繰り入れもくるのではないかなということを感じています。

このように、国民健康保険の構造的な課題が、うちの場合にはあるわけですね。医療費が非常に高いとか、所得が低いとかいろいろありますから、この構造的な課題、高齢者の割合が高い、それから所得の低い人が多いことに起因する財政運営の厳しさ、これに対する認識ですが、例えば、どうしても頑張っても頑張っても対策をしても、赤字があると、なかなかうまく運営できないというときに、当然繰り入れをしなければ、最終的にはなりません。この繰り入れをどんどんしていくと、財政的に影響しますから、この繰り入れが続いていった場合、これは努力をしてもらって続かない場合もありますけども、続いていった場合として、村財政に与える影響はどうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど運用のやり方、まず財政調整基金から活用をさせてもらいながら、それが終わったら法定外繰入もやむを得ないと。これは要するに、構造的な財政問題とおっしゃいましたけれども、まさに医療費が高いと保険料は上がるという仕組みでありますから、その例えば熊本県の平均より山江村の医療費が高いということであれば、標準税率の、県が統一税率すれば当然下がるわけですね、保険料はですね。という仕組みになるわけですが、ただその付近の財政的影響は、先ほど言いましたとおり、村民の健康状態をどう維持するかということと密接しますので、そういう取り組みの中で、財政の影響は変わってくるものだと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今の取り組みによって財政状況は変わってくるというお答えでしたけれども、県が示す標準保険料率が高水準となる自治体は、給付費の高さが際立つようになります。それで、否が応でも医療費削減に取り組んでいかなければならない現実があります。そこで、国民健康保険の保険料に直結する対策であります。村民一人ひとりが自分の健康に意識を向け、村全体で連携して健康づくり、食

育活動を実践できるような医療費削減対策、これは前々回の議会で、私が2025年問題の時にお尋ねした時に、地域医療ビジョンとか、地域医療構想つちゅうことで村長から答弁いただきましたが、やはりこの医療費削減については、本気度で取り組む必要があると私は考えます。そういったことから、医療費削減対策について、どのように取り組まれるのか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたしますが、先ほど言いましたとおり、当初、医療費の高騰を、医療費の高騰というか、保険料の高騰を招かないように、しっかりと財政調整基金、それから法定外繰入をやっていくと申しているわけでありまして、ただ、同時にその医療費の高騰を招かないような対策も必要だということでありまして、先ほど国保データベースシステムをどのように活用するか、これには今回の国保の全国大会では、国保税データベース活用については、人的な、要するに人の支援もしっかり読めて、その対策を打てるような人についても、補助金をよこせということも言ってますし、インセンティブについても、山江村は積極的に取り組んでいこうとしております。また、具体的な内容につきましては、健康福祉課長より答えさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、具体的な対策についてお答えをさせていただきます。

先ほどから議員の方申されますように、保険料を下げるためには、医療費を下げていくことが肝要になってくると思います。村としましては、集団施設健診、人間ドックと各種がん検診等を行っておりまして、年1回は健診を受けていただいて、自己の体のチェックをお願いしているところです。28年度の特定検診受診率は70.2%ということで、初めて70%を超えております。これは県内で2番目の受診率となっております。村民の方々の健康に対する意識が、変化が表れている結果だと思っております。健診を受けられたあと、結果説明会で個別に説明をしておりますので、もし健診で何か異常があった場合は、重症化予防のために早期に病院を受診していただければと考えております。また、健診後の特定保健指導も推進しておりまして、平成28年度の健診結果を基に、特定保健指導の対象となった方に、動機づけ支援及び積極的支援のほうを行っております。さらに、糖尿病及び高血圧症の重症化予防対策として、重症化の恐れのある方に対しまして、保健師や栄養士が訪問し、状態の確認と生活習慣や食生活の改善、運動の大切さなどについて説明指導を行っているところです。今後も医療費削減を図るため、村民の皆さんの健康維持増進に努めていきたいと考えております。

それから、医療費削減の抜本的な削減にはなりません、国民健康保険におきましては、比較的医療費のかかる高齢者層を低所得者層が支えるという構造的な課題があるため、現在、適正な保険制度への移行促進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 特定検診が70.2%、これは素晴らしいことです。なかなか60%を超えることも難しい中で、70%を超えるということは、しっかりと努力をされていることだと私は思います。

今までの市町村の国民健康保険運営費だからこそ、住民と村、そして議会が連動し、運営協議会というものを構成して、住民のための制度改善が進められ、村民の命を守ってきたのが歴史的事実の国保制度であります。本村のように、小規模保険者では財政不安定となりやすいことや、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在による医療給付費の格差が生じていることなどの構造的問題を解消するため、県単位広域化であります。村の厳しい国民健康保険の運営が改善され、住民が安心できる社会保障制度になることを期待したいと思えます。

2点目、結婚支援についてであります。少子化対策としての結婚支援、また本村の未婚者の現状からの結婚支援を充実させることは重要なことだと考えます。結婚願望が低下している一番の要因は、経済的な不安、出会いの機会、恋愛経験が少ないまま年を重ねてきたことにあります。特に中高年の未婚者の結婚は深刻ですが、村内の独身者の多くは、結婚を希望していることも明らかなことでもあります。もちろん、結婚はプライベートなことであり、行政が押し付けるものでもありませんが、村民の結婚の希望が叶えられるような、行政が支援していくことは地域活性化の意味からも重要なことだと考えます。そこで、村に提出された結婚届は、年間何件あるのか。できれば、近い期間の何年か分を教えてください。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

元来、結婚届の提出の事務については、健康福祉課のほうで行っておりますが、今回ご質問の内容が、結婚支援全般にということですので、私のほうでお答えをさせていただきます。

過去5年間の婚姻届けの届け出件数につきましては、平成24年度が17件、25年度が11件、26年度が16件、27年度が10件、28年度が13件、過去5年間で67件というふうになっております。この件数につきましては、山江村役場に直接届けられた届け出件数となっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 5年間で67件ということです。

まち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンで示している出生率の段階的な向上は、相当ハードルが高いと認識しておりますが、移住定住促進策と併せて、人口増加対策を進めていくことは大切なことでもあります。結婚、出産による出生者数と、移住定住による転入者はどちらが多いのか。今後、どちらに重点を置いた施策を図るのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

こちらも、出生、また転入転出の届け出につきましては、健康福祉課のほうで事務を行っておりますが、私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、出生届の数でございます。こちら、平成24年度から平成28年度の5年度間でいきますと、155件というふうになっております。出生届につきましては、年平均31件の届け出が出ているということでございます。続きまして、山江村に転入していただいた方の転入届の数ですけれども、こちら平成24年度から平成28年度の5年度間で370件、年度平均でいきますと74件ということになっております。数字上から見ますと、転入されている方が倍近くということになっております。

議員お尋ねの、出生者を増やす対策、転入者を増やす対策、どちらに重点を置くかということでございますけれども、少子高齢化が進む村の中で、どちらに比重を置くとなかなか一方を選択するということではできないかというふうに思っております。定住人口の増加につきましては、幸いにも山江村に住んでみたい、山江村に空き家はないのか、空いている土地はないのか、といったご相談を多々いただいておりますので、空き家の有効活用や、今年度も整備を予定しておりますけれども、宅地分譲地の整備などが必要であります。また、現に山江村に住んでいる村民の方が、これからも山江村に住み続けたいといった希望を叶える施策も必要であります。若い世代が進学後、安心して山江村に帰ってこれる企業誘致や地場産業の育成なども考えられますし、生活弱者の方をフォローする体制を築くことも大切だというふうに考えております。定住対策が功を奏すれば、若い世代で結婚される方もいらっしゃるでしょうし、その中で出産をされるご家庭も出てくると思われま。結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援、ICT活用による教育環境のさらなる充実を図ることにより、安心して結婚・出産・子育てができる村の実現を目指していきたいというふうに考えております。人口ビジョンにもうたっておりますとお

り、2060年の人口3,000人の将来展望の実現に向けてビジョンをつくりました、のみだけではなく、各課局、横断的な取り組みを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 出生者数が5年間で155、移住定住が370、本当に山江村の今の現状を表していると思います。本来ならば、うちで人口が増えて、外から来る人口よりうちから増えるのが理想ですけども、昨今のこの社会情勢からみると、両面からの施策推進というのが大事なことかなというふうには思います。

次に、中高年の人ですけれども、やはり地域の活性化と担い手である後継者と、30、50代ですかね、新たな家庭づくりのため、結婚の願いが叶う結婚支援サポートをする考えはないか、伺いたいというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

平成27年11月に作成いたしました、先ほども申しましたけれども、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの目標の中に、結婚・出産・子育ての希望を叶え、笑顔の絶えない村づくりというものがあります。また、熊本県の総合戦略の基本目標にも、県民の結婚・出産・子育ての希望を実現するというふううにうたっております。議員お尋ねの結婚支援サポートにつきましては、出会いの場の提供といったしまして、全国津々浦々の自治体及び民間事業者による婚活パーティーや体験事業などが実施されております。本村でも社会福祉協議会が主催しております婚活事業や、先日は球磨郡の9町村合同により婚活イベントが行われており、いずれの事業におきましても、村内の独身の方が参加されているといった現状でございます。議員がおっしゃられましたとおり、個人の価値観により結婚を希望されない方もいらっしゃるようですので、一概に独身者全ての方が結婚を希望されているとは考えにくい世の中ではございますが、中には出会いの場の提供づくりの場に、なかなか行くのもちょっと気が引けるとか、行きたいけど何か事情があって行けないという方がいらっしゃれば、私たちのほうに気軽にご相談いただきながら、サポートのほうをしていきたいというふうに考えております。また、他の自治体では、以前山江村にもあったと思いますけれども、結婚相談員という制度を設けてらっしゃる自治体もありますので、そちらのほうとも連携いたしまして、サポートのほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この結婚支援について、なぜ質問するかというと、山江村全体を見たときに、本当に地域で頑張っている、農業にしてもいろんなことでも、地域のかなりの人が残念ながら結婚されていない。やはりこの人たちをどうにかして、村が活性化していくための核として、結婚を望んでいる方には家庭をつくっていただいて、結婚していただきたいなという思いからであります。やはりこの分野も大切な、人的な私は地方創生の重要な案件だと思いますので、是非各課連携して、各部連携して、支援していただくように要望をしておきます。

3点目です。村民の声からとして、総合公園について伺います。私はこの総合公園建設についての一般質問は、今回で3回目です。それだけ村民の皆さんが注視している案件だからです。通告しております質問の要旨では、赤坂議員の質問内容と重なることもありますので、その点は割愛させていただきます。

平成27年9月議会での質問は、何のための総合公園なのか、建設目的について伺いました。このことは、大きな考えの中で、国のほうにも山江村の最重要事項として総合公園整備事業についての要望がなされております。平成28年9月議会での2回目の質問は、総合公園の必要性和意義、財政の見通しについて伺っております。そして、今回3回目の質問であります。まず、総合公園に関するアンケート、内容は建設ありきの内容でしたけれども、実施されましたけれども、村民の人から聞くと、いろいろ意見を書いとったとか、いっぱい聞きます。そこで、その意見の概要で結構です。どういうものだったか教えてください。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

山江村総合公園建設のアンケートにつきましては、当初、建設検討委員会の中、また地域の住民の方、また担当課においてもアンケートを実施しないと、やはり総合公園建設の方向性が見い出せないということで、2回目の建設検討委員会の時に議題としてお諮りをいたしましたところ、それは是非やったほうがいだろうということで、平成28年7月8日から7月31日までの間に実施をいたしております。調査方法は、アンケート用紙を1,500部配付をいたしております。ちなみに、1,500部の内訳としましては、全戸配付、小中学校に200部、保育園100部ということにしております。また、インターネットでも回答ができるようにしております。回答数は548ということで、約37%の回答ということになっております。アンケートの集計概要につきましては、小さなことは申しませんが、いろいろ書いてありまして、最後に自由に意見を記載できる箇所がございます。その中では、立地場所及び利活用について、作り方に関する意見もありましたし、費用対効果や財政面の不安に対する反対というような意見もありまして、多

岐にわたった内容が記載されておりました。アンケート調査及び自由記載意見につきましては、その後の基本計画の策定の参考資料として活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、公園に対して求められる機能の効果は、時代とともに変化してきております。以前は、このことは企画課長が申しましたように、子どもたちが遊ぶ場所であるとか、運動する場所としてなど、特定の目的が求められてきましたが、利用者の多様性と時代の変化から、現在ではこれに加え、地域コミュニティの場や防災効果など、多くの村民が利用できることなど、さまざまな存在意義が求められております。そこで、公園に対する機能の効果の変化や、利用者の多様性、そして村民への効果、利用度、維持管理費など、公園の存在意義について伺います。これについては、若干当初の大きな総合公園をつくるから、若干説明があったように、丸岡公園エリア、万江公園エリア、山田地区エリアと変化していきますが、そのところの存在意義について、説明をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたしたいと思います。

先ほど赤坂議員の中でも答弁をさせていただきましたけれども、総合公園につきましては、当初、大きな公園というようなことを皆さん連想されたかと思っておりますけれども、検討委員会並びに地域住民の皆さんのアンケート等の結果を踏まえ、総合公園の建設、総合公園の名前は総合公園というふうになっておりますけれども、議員がおっしゃいました万江エリア、山田エリア、丸岡エリアと区別し、整備を行っていくというふうを考えております。村民が気軽に利用できる公園であるとともに、他の市町村からも訪れることができ、また議員がおっしゃった健康づくりに活用ができ、地域コミュニティの醸成や、防災に役立てるような利用していく検討を今後行っていくというところでございます。健康づくりににつきましては、先ほど健康福祉課長も答弁で申しておりましたけれども、医療費の抑制とか介護予防にもつながるような公園づくりを目指し、地域コミュニティの醸成といたしまして、地域活性化が図れる拠り所、また防災拠点というような面も含めたところで、公園づくりを検討をしていきたいというふうに思っております。

また、保育や教育の場でも利用していけば、効果、利用度は格段に上がるものというふうに思っております。公園の維持管理につきましては、当然費用がかかるということは想定しております。これにつきましては、地元の団体等に管理をお願いすることで、村内で雇用を生み、費用が外部へ流れないような仕組みづくりを検討

していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、住民の方との意見交換は必要であります。基本計画を基としながら、ワークショップを開催し、合意形成を図りながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） これは、私の私見といたしますか、提案といたしますか、提案ですけども、まず総合公園という最初大きい公園をつくるんだっていうところを出されましたので、村民の皆さんは大きい公園だというイメージがありますから、総合公園も目的が違った総合公園というふうに方向づけがなってますから、ちゃんとした見直しが必要かなというふうに私は思います。子育て世代から高齢者まで、そして多くの人々の利用の多様性と必要性を考えたとき、本村の持つ自然の暮らしの佇まいの中で、例えば山田地区、役場歴史資料館、石倉、石垣群、大王神社、高寺院、城山観音、山田城址など、村の中心の歴史文化遺産と、時代の駅の食の道、時代の駅があるところは字名が味園と書きます。だから食の起点として、その景観を活用形成し、そのコースの一角の中に、高齢者、子育て世代、季節の言葉で花鳥風月の季節の中で、集い遊び、健康づくり、そして散策ができる田園自然公園の整備をしてはどうか。万江地区では、これは森田議員が一般質問をしたことがありますけれども、参勤交代の足跡が残る殿様の道、それから西福寺、万江阿蘇神社、筆観音、淡島神社などの歴史文化遺産と温泉健康センターでの食、温泉の癒しの景観を活用形成し、万江川の清流と緑の彩の風景の中にふれあい遊び、自然を散策できる河川親水公園の整備をしたらどうか。そして、この山田、万江地区の中心地区から、村全体を包含するような自然公園を目指したらどうかということ、これはあくまでも私の私見です。ですから、総合公園構想の中で委員さんの中から、こういった類似したものが出ていますから、是非、山江の活性化のためになるような、そして皆さんが喜んでよそからも来て楽しめるような公園づくりを含めてしたらどうかというふうに思います。

最後に、新年度当初予算に総合公園に関する基本計画等の関連予算の計上はあるのか、伺います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

次年度、平成30年度当初予算につきましては、今年度も計上しておりますけれども、総合公園の整備検討の委員会に要する経費を計上するとともに、合意形成が図られるようなワークショップの開催の費用に関する予算を計上したいというふうに考えております。また、その際には議会議員の皆様、慎重審議にご審議いただ

ればというふうに思っております。

以上でございます。

○村長（内山慶治君） 議長、私からもお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 予算に関することでもありますから、私のほうからも答弁させていただきたいと思えます。

総合公園につきましては、私の方から山江村の総合公園検討委員会のほうに、どういう公園をつくったがいかということを諮問をさせていただいてきたというわけでありまして、その中から基本計画となる部分が出てきて、その概要は先般議員皆様方にも配付させてもらっているということでもあります。議員から提案いただきましたことにつきましては、そのようなことも書いてあります。十分今後のワークショップにおきまして、検討させていただきたいと思えます。

冒頭、地方分権とは、今から先はまさに住民自治の時代がきてということでもありますので、村民の皆様方が本当に身近に感じられて、活用できる公園こそが、外からもいच्छる公園になろうかと思えますし、さまざまな活用もできるかと思えているところであります。

来年度予算は、そのワークショップをするための予算だけ挙げさせてもらいながら、それぞれ村民の方々に、いろんな公園のあり方を検討いただき、その絵を描いていただきながら、固まりましたらハードの事業を予算化という段取りになろうかと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 総合公園の建設にあたっては、あれもこれもから、自治体が政策の選択を迫られる時代の到来に備え、村民への効果、活性化、利用度、維持管理費、そして財政的なことなど、必要性和実現性を十分に考慮していただき、次世代に負の遺産とならないような慎重な対応方をお願いをして一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に4番、西孝恒議員より、1、公共工事の競争入札について、2、やまえ栗のブランド化戦略についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） 4番議員、西です。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

通告いたしております質問内容は、1、公共工事の競争入札について、2、やまえ栗のブランド化戦略についての2点であります。

まず、1点目の公共工事の競争入札についてであります。この質問は初めてかと思えます。地方自治体の公共工事を取り巻く環境の中で、地場産業、地元業者育成と、また村の発展のため、村内でできることは村内でということが一般的なことであるようです。自治体は公共工事を行うため、工事を発注し、そしてなるべく安くできる業者さんを公平に選択するため入札ということになります。入札も種類がいろいろある中で、競争入札は主に一般競争入札、そして指名競争入札とあります。本村に公表されていますのは、大体指名競争入札で、今年、29年度の公表の分を見ますと、全部指名競争入札となっているようでございます。指名競争入札は、指名された業者さんだけが入札に参加できるわけですので、業者さんはまずは指名がなければならないという大事なところであります。それで、その指名基準についてお願いします。これは次の質問にも係わりますが、工事の規模や企業のランクにもよると思えます。それから、一般競争入札についても、本村の考え方をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の公共工事の競争入札についてということでございますけれども、まずは選定締め切りについて説明をいたします。本村の公共工事は、山江村工事執行規則及びその他条項に基づき、入札事務を行っているところでございます。入札に関しましては、競争入札及び指名競争入札がございませけれども、本村におきましては、議員申されましたように、近年指名競争入札の工事執行を行っているのが現状でございます。指名競争入札における業者選定の決定につきましては、競争入札に参加資格を有する者に限りまして、建設工事入札参加資格審査申請書を入札参加資格審査受付期間中に受け付けを行ったものが対象となるということでございます。その入札参加資格者から、山江村工事入札参加資格

審査会によりまして、山江村工事請負業者選定要領に基づき、工事の種類により資格のある業者の中から、工事の規模など等級別のランク付けにより、土木一式工事、建築一式工事、管工事水道工事の分類に分けまして、指名による選定を行っているところでございます。

もう1件、一般競争入札についての、今考え方ということで、本村の考え方ということでございますけれども、一般競争入札につきましては、指名競争とは違い、公平性、透明性の観点から、特定の業者の指名をしない参加を広く求めるものでございます。書類審査等の資格審査ですので、実際どのような業者が参加されるかは不透明なところがあり、必ずしも工事施工能力が高い業者が落札するとは限らず、書類審査と実態が合わない場合がございます。また、参加要件に条件を付ける条件付き一般競争入札がございますが、これについては、業者の配置、技術者の資格実績、それから過去の工事实績、さらに事業所を指定する地域の要件などがございませぬ。ある一定の条件を付けるなどの条件付き一般競争入札でございますけれども、いずれにしろ、工事発注計画から審査等の事務量も多くなりまして、入札執行までの事務期間を要するというところでございまして、本村では現在は取り入れていないのが実情でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 私も資料は見ておりますが、大体一般競争入札が原則ではあるが、一応、村内では地元産業の活用とかで、指名競争入札を取り入れているということかと思えます。例外として、指名競争入札は認められるということではありますが、はい。

先ほど、公共工事の規模や業種ということで話しましたが、発注状況についてであります。当然、工事の内容によって指名される業者さんも変わってくるわけでありませぬので、その中で村内業者、村外業者さんの割合も変わってくると思えますが、そのような基準と発注状況についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、公共工事の基準等々ということでございませぬけれども、規模や業種による発注状況ということですが、工事の種類と設定金額によって、また規模、工程により分類し、工事ごとに発注を行っているところでございます。工事ごとにつきましては、土木及び建築一式工事は4等級に分けまして、舗装・管水道の専門工事につきましては、3等級に分けた工事種類別規模等級によりまして、工事入札参加資格審査の格付けから工事発注を行っている状況でございます。また、工事の種類にもよりますけれども、地場産業の活性化、企業の育成などを考慮し、資格を持つ地元業者への指名競争入札を行い、発注している工

事もございます。また、性質または目的が競争入札に適しないものなど、競争入札に不利と認められたときは、災害など緊急を要する案件などにつきましては、地方自治法施工令に基づき、随意契約により受注先を決定する場合もございます。最近の発生状況、村内村外の割合でございますけれども、平成29年度におきましては、11月末時点で23件の工事を行っておりまして、全て指名競争入札を実施したところでございます。内訳で言いますと、村内の指名業者の状況ですけれども、道路、改良、橋梁、造成工事などの土木工事は6件、そのうち、橋梁の基礎工など、特殊工事を除き、ほぼ村内の業者を指名しているところでございます。また、住宅建設設備など、建築関連の工事は11件。そのうち、今年は公営住宅新築工事も6件、6棟の入札を行いました。その村内業者の割合は、指名割合は5割となっております。また、道路補修などの舗装工事は4件、ほぼ村内の業者を指名しておるところでございまして、水道及び管工事2件は、山江村管工事組合の中から指名をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 工事の種類、規模ですね。それから基準、業者さんのランクとかいうことで、一応ランクの表も見ておりましたけども、一応それに合わせて大体5割ということかと思えます。これ全部、指名競争入札でありますので、一応指名競争入札の場合、その長所、短所があるわけですよ。その長所、短所の中で、長所はもちろんありますが、短所の中に指名されるものが固定化する傾向がある。談合が容易である。これは普通あることでしょうけれども、一応、考えられていることではあるかと思えますが、本村でこのようなことについて、お考えがありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） お答えいたします。

確かに指名いたしますと、業者間の関連ということで、あるところがあるわけですよけれども、しかしながら、指名競争をして村内の業者、企業、地場産業、それから育成ということで、そういう観点から、本村は指名競争ということを最近の入札は行っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） では、次に、低入札価格調査の状況についてとしておりましたが、表現がちょっと違ってまして、実際には最低制限価格と入札価格の状況ということであります。これは、最低制限価格の基準をあらかじめ設定し、落札者となるべき者の入札価格がその基準に満たないときは、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認め、安くても落札者とはしませんというようなことであり

ますが、本村の競争入札においては、これに該当するような事例があることもあります。お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいまご質問のございました、最低制限価格を割ったというふうな入札でございます。先ほど建設課長が申しましたように、11月末現在で23件の入札を執行いたしておりますけれども、そのうち最低制限価格を割りまして失格になったという件数が3件ございます。内容は学校校舎の塗装工事、道路舗装補修工事、簡易水道排水管の敷設工事の3件でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 最低制限価格など、前もってはわかりませんから、業者さんも難しいところと思います。そのような価格を出される業者さんとしては、工事もですけれども、契約金額も大分頑張っておられるのではないかと思います。

では最後に、落札率の状況と、予定価格、最低制限価格についてであります。まず落札率については、入札価格を公表して、ある分を見ますと、本年度は先ほどありました、一応本年度は5月、公表の分は3件、これは村道側溝敷設工事とか下ノ段橋、5月に5件、これは情報基盤通信機器ですね、など。10月に11件、これは西川内の公営住宅とかであります。それぞれ契約金額は予定価格の何%かを出しますと、一応出して、ここでは19件ですけれども、出してみたところではあります。まずはこの落札率の状況につきましてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 先ほど申しました本年度、これまで23件の入札における落札率でございます。平均の落札率が93.56%でございます。ちなみに最も落札率が高かったものが99.27%、最も低かったものが84.22%でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 総務課長よりありましたけれども、一応私も計算してみたらこのようになっていると思います。

では、予定価格や最低制限価格についてですが、予定価格や最低制限価格については、事前公表はないと思いますので、落札される業者さんも落札を願って入札金額を決定することはなかなか難しいことと思います。精いっぱい頑張っただけでも安く入札しますと、先ほどの最低制限価格に満たなくなったりしまして、失格となることもあります。例え工事は契約の内容に立派に適合したものにするつもりであって失格ですから、入札金額は難しいところです。予定価格や最低制限価格がわからないからですけれども、全国のほかの町村では、その予定価格や最低制限価格、

またその両方とも事前公表するところもあるようですが、本村では今後予定価格の公表とか、最低制限価格の価格基準とか、また公表時期の見直しとか、お考えがありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず予定価格の公表でございますけども、これは県などでもやっておりますけども、最近では熊本地震の復旧復興工事が入札がうまくいかないということもあっております。また、予定価格を公表することにおきましては、高止まりの入札価格になってしまうということも懸念されるわけでございます。また最低制限価格につきましては、先ほど議員も申されましたけれども、こういったことで設けてあるかということでございますけれども、まず第一番目には、工事に必要な経費が適切に反映された金額で契約を締結したいと。このことによりまして、建設業者の健全な経営環境を保つと。それともう一つ、工事の品質を確保するというところでございまして、やはり著しく低価格で入札された場合には、適正な品質が保証できないということも懸念されますので、現行、予定価格の公表はしておりませんし、最低制限価格も設定をいたしておるということでございまして、最低制限価格につきましては、入札通知の折に最低制限価格がありますというふうな通知を行っておりますので、書類も通じて業者の方も入札をされておることと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 予定価格の公表とか、一応全国では20%、30%ぐらい、また制限価格の公表も市区町村で25、6%でしょうかね、あると表が載っておりますけれども、一長一短あるということでもあります。最低制限価格の基準については、先ほどやっぱり頑張る業者さんはぎりぎりかもしれませんから、その辺の範囲が広がったらと思うところもあります。地方公共工事契約制度運用連絡協議会において、昨年3月付けの文書ですが、各都道府県はその都道府県内、市区町村に対し、本要請の周知徹底をよろしく願いますというのが出ているようですが、その内容は主にダンピング対策の強化と、最低制限価格、基準価格の公表時期の見直しとかであります。この見直しというのは、遅く出す、事後報告の、前もってということではないようです。先ほど答弁についても、そのような内容をかんがみたところではないかと思います。機会均等法の原則にのっとり、透明性、競争性、そして経済性の確保と公共工事を取り巻く環境も厳しい中ですので、村内地場産業の活用と育成発展を図ることは、今後とも重要な課題であると思えます。

以上で、公共工事の入札についての質問を終わります。

次に、やまえ栗のブランド化戦略についてであります。やまえ栗に関連しまして

は、先ほど赤坂議員、そして秋丸光明議員とありましたが、内容の方向が少し違うかもしれませんので、そのまま通告のようにいたしたいと思います。

山江村は約90%が山林ということもありますが、村の南部は割に平坦な土地も多く、それで水稻、野菜、畜産とともに栗の生産も歴史あるところでもあります。昭和52年に昭和天皇にやまえ栗を献上されてから、さらに知名度と出荷量は上がり、昭和61年出荷量は最盛期を迎えまして、400トンを超えるほどでしたが、その後農家の高齢化が進み、そして鳥獣被害は増えまして、栗生産は次第に減少する中に農協の広域合併もありまして、やまえ栗も名称は使えなくなったことなど、生産意欲も低下していったようでもあります。その後、2008年、平成28年にやまえ栗のブランド化事業が本格的に取り組みまして、販路拡大と増産支援など、やまえ栗の復活が目指されたところでもあります。

今回はその活動の一環としまして、山村活性化支援交付金事業の3年目、29年度の取り組みの中で、去る6月にフランスのパリで開かれました日本食文化イベント「セボン・ル・ジャポン」において、やまえ栗商品の展開がなされまして、大変盛会であったということでもあります。この事業の内容や当日の状況につきましては、テストマーケティング報告書、また当時の人吉新聞にも大きく報道されておりますのでわかりますが、その後のビジネスチャンスへ向けた活動の進捗状況についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

やまえ栗のブランド化戦略といたしまして、今年度、山村活性化支援交付金を活用いたしました事業といたしまして、やまえ栗の海外への展開、また販路開拓事業を実施したところでございます。内容につきましては、先ほど議員のほうから申されたとおりでございますので、その後の進捗状況としてご回答させていただきたいというふうに思っております。単純に、ただ単に海外に行ってきました、成果が良かったです、好評だったですということでは、その後何もやまえ栗の展開にはつながらないということになっております。その後の進捗状況といたしまして、今回、フランスに同行いたしましたコンサルタントがアフターフォローを実施しております。まず9月に、フランスの著名なレストラン2店舗に、渋皮煮を持参し交渉を行っております。2店舗のうちの1つの店舗が、シェフが熊本出身ということでもありまして、大変スムーズに商談のほうが進みまして、食材のテスト使用の約束ができていくということになっております。また、栗の渋皮煮、栗ペーストにつきまして、期間限定でお客様に提供できるようになりましたので、現在輸出の手続きを行っているというところでございます。また、ゆずマロン、栗まんじゅうにつきまし

ても、現地の日本食レストラン及び高級和菓子店で、こちらも期間限定ではございますが販売することとなっております、こちらも輸出の手続きを進めているところでございます。

一方、村内企業におきましても、商談等を行う際に相手先より、「この商品はフランスへ出店したものですか」とか「フランスではこの商品はどのような評価だったのですか」と聞かれることも多く、商談がスムーズに進む話題の提供にもなっているところになっているようでございます。海外での実践を踏まえ、今年度事業といたしまして、栗サイトの多言語化、国外向けのパッケージデザイン開発など、先に述べました交付金を活用し行うこととしております。フォローアップによる今後の展開が大いに期待できる場所であるとともに、国外への販路開拓が、販路拡大となれば、栗のさらなるブランド化が進み、生産量の拡大や所得の向上へつなげられればというふうに考えているところでございます。

以上、進捗状況のご回答をいたします。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 人吉新聞にも3日間で25社とコンタクトを取ることができたと。その中で今秋というか、もう10月か11月頃には栗の出荷を、輸出する方針ということでありましたので、一応、その手続きに向けて今進んでいるということかと思えます。

次に、やまえ栗のブランド化を定着させるためには、安定した供給力も必要であります。また、大切な販路への需要に対し、災害などを除いては信頼ある供給力が必要かと思えます。そこで、本年度の収量状況とキロ当たりの単価についてですが、単価については、買い取られるところによっても、例えば、A社、B社、C社など違って来ますと、そのような報告はできないかと思えますので、平均的くらいでお願いします。また、栗の品種や大きさ、また品質によっても違って来ますが、代表的なところでお願いしたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗の今年の収量状況とキロ当たりの単価はというご質問でございますけども、今年の栗のまず出荷状況です。JAへの出荷分が57トン、物産館などの事業者へが約32トンでありまして、これにあとは自家消費、個人で送られたりする方もいらっしゃいますけども、そのトン数を、数量を15トンと約想定しますと、収量は今年は約110トン前後であるというふうに思われます。ちなみに、昨年は約100トンということでしたので、JAへの出荷実績により前年比でしますと、今年は110%ということでした。キロ当たり

の単価ということでございます。JAへの単価は平均約710円ということでありまして、昨年が約850円ということでございましたので、前年比に対しますと約84%ということでございます。昨年より今年は単価が安うございました。この原因としましては、今年九州に接近しました台風の影響によりまして、予報で九州を直撃するという事だったので、関西の業者が九州の栗は出荷が見込めないということで、四国から大量に栗を前もって集荷したということが、単価が下がった原因かなというふうに考えられます。単価の設定につきましては、JA以外にも事業所がありますけれども、その単価の設定はJAの買い取り単価を参考に設定しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 収量としては110トンということですが、栗のブランド化を本格的に始まったという2008年頃の収量としましても、やっぱりその頃120トンぐらいだったということも資料にあります。また、価格ですけれども、当時はJAなんですけれども、JA570円とかで2008年の頃ですね、ということでありましたが、それからしますと、大分上がっているのではないかと思います。また、買い取る場所によっては、もっと高いんですね、高くて、あるいは直売とかとなりますと850円ぐらいでも出ているということでありました。人吉新聞にも、つい最近の人吉新聞ですけれども、これを見ますと生産者数がちょっと80年代の頃の最も多い頃は443戸だったけれども、生産者が184戸ぐらいまでに減ったということがこの中にありました。

それで最後に、栗の生産増加対策の進捗状況や支援策についてですが、先ほどありましたように、栗の最盛期80年代中頃ですが、年間400トン以上あったものが次第に減少しましたので、2008年には本格的にやま栗のブランド化、増産計画が始まったわけでありまして、当然、その時も目標生産量がありましたので、例えば、2008年、それから2014年には200トンとか300トンとか、そういう目標があったかと思えます。その進捗状況、またこれまでの支援策でありまして、今後の方針ですね、今後ますます高齢化が進みますので、栗園もそのまま維持管理していくことは難しい耕作者の方もおられるのではないかと思います。栗の栽培面積は村内全体で約120ヘクタールといわれておりますので、その有効な活用が今後必要ですけれども、そのような対策の一環としまして、例えば、万江地区は主に水田ですけれども、水田の今後の耕作放棄地対策も含めて、集落営農が執行部のご尽力もありまして、今年設立されたところです。その集落営農の栗対策版となる、また農業に関するアンケートも今年4月と11月にもあっておりますが、その

方向性が、お考えがありましたら、その付近もお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗の生産増加の対策の進捗状況と今後の支援策ということでございます。議員申されました2008年に目標を立てました数字からしますと、毎年右肩上がりというふうな数量はちょっと確保はできていないのが現状でありますけども、これもやはり後継者不足とか、管理不足、そして有害鳥獣被害などによるものというふうに思っております。そこで、栗の増産と品質向上を図りますために、昨年、生産者で構成されますやまえ栗生産向上委員を立ち上げたところでございます。委員の方に実際その山江の栗園がどういう状況であるかということ視察をいただいております。そして、今年10カ所の圃場に対しまして土壌分析も行っております。その結果、やはり現地視察と土壌分析の結果、剪定不足と肥料不足がやっぱり数値的にも判明されたというところでございます。そこで、今年から肥料の助成につきましては、昨年度までは購入金額の2分の1、上限1万円ということでありましたけども、今年から購入金額の80%、上限はなしというふうに変更を改めましたところでございます。ここ最近、剪定の申込件数と肥料の助成の申請件数が増えております。昨年からすれば増えておりますけども、これも本村として、しっかり栗に力を入れているなということに対しまして生産者の生産意欲の向上の現れというふうに思っております。今後これが栗園の栗の増産、品質向上につながると期待しているところでございます。栗農家の皆様も是非、この活用、この事業を活用いただきまして、反収の増加と品質向上を図っていただければというふうに思っております。今後、どういうふうな支援をしていくかということでもあります。やはり、ブランド化といいますと、やっぱり増産、品質向上であります栗の生産現場が非常に重要ということでございます。生産基盤の整備はもとより、増産、品質向上に向けまして、大幅な支援も検討していきたいと思っておりますし、また現場で助言、指導できる指導専門員の配置なども視野に入れながら、前向きに検討し、増産、品質向上を今後図っていきたいというふうに思っております。

担い手不足で今後栗園が荒れるんじゃないかなということもありますけども、その分は先ほど議員申されました、万江地区は農事組合法人万江の里も設立されたので、その法人に対しまして賃貸契約の推進のほうも図ってきたいというふうに思っております。いずれにしても、今後もやまえ栗生産向上委員の皆様を中心に、現場ではどういうふうな支援が必要なのか、しっかり協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

水田のほうも、もちろん力を入れて、利用権設定のほうも推進していきたいと思

っております。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） やまえ栗のさらなるブランド化へ向けた、今お話がありましたように、土壌分析ですね、支援、指導、販路拡大が図られているところでありますが、有名な栗まんじゅうや渋皮煮は、もちろん以前からの定番商品ですし、さらに現在は豪華寝台列車クルーズトレイン「ななつ星」とか、またJAL機内食のデザートとしても使用されているようであります。また、先ほど村長からもありましたやまえ栗のモンブランは、九州エリアローソンで発売されますと、直ちに売り切れる人気商品でありますので、知る人ぞ知るやまえ栗のブランド力が、今後さらなる村の活性化へ期待されるところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に、6番議員、谷口予志之議員より、村の根幹をなす集落支援についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、谷口より通告に基づきまして一般質問を行います。質問事項は、村の根幹をなす集落支援についてとして通告をしております。それに関連した事項として、3項目ほど通告をしておりますので、その件について質問をいたしたいと思っております。また、本日最後の質問でございますので、前の質問された内容や答弁内容が重複するところもあろうかとも思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、集落の悩みや課題等の現状の把握ということで質問をします。山江村には16の行政区があります。その中に複数の集落で構成がされております。その集落には人吉に近い集落から山間地の集落と、約50数戸の小さな集落からなっております。地理や交通便等により、悩みや課題はそれぞれ違うものだと思っております。山江村行政としても政策を行っていく上で、各集落の現状や課題、また山江村全体としての問題や課題を把握しておく必要があるかと思っております。そのような悩みや課題等の把握は、どのような方法で収集されているか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 集落における課題把握の現状ということでございます。住民主体の政策を展開する上で、大変重要となってまいりますのが地域課題の把握で

ございます。現在は毎年各集落を巡回いたしまして、村民の方々と意見交換を行う村政懇談会を開催いたしまして、地域の課題やご要望を聞いております。また、実施にあたりましては、当日出席できない方々のご意見も重要ですので、事前に区長さんをお願いをいたしまして、地域のご意見等の取りまとめを行っていただいております。なるべく地域の課題をもらさないよう努めておるところでございます。また、このほか定期的を開催しております区長会や、各種の専門委員会などでもご意見やご要望は出していただいております。さらに行政相談や悩み事相談も行っております。民生委員さんや各地区の見守り委員の方々からも、できれば情報をいただいているところがございます。本年度からは山江村情報化推進委員の方々から、地域の情報を携帯電話などのSNSを活用していただきまして、情報を提供いただいております。このSNSは地域の情報を写真付きで瞬時に情報をいただいておりますので、現状の把握と素早い対応ができるようになっております。また、本年度から村政モニター制度を実施しております。村内12名の方々から村政に対しますご意見、ご提案をいただいております。

以上のようなことで、課題等の把握を行っておる状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 集落の悩みとか課題につきましては、そこで生活されている方々が一番よくわかっているのではないかとも思います。

そこで、今話されました年に1回開催されている村政懇談会における、地域住民の出席率はどのようになっているか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 平成29年度におきましては、村政座談会、5月16日から7月3日まで実施いたしております。当初は予定しておりましたけども、天候の都合で1地区が延期をいたしております。参加者が総数で428名でございます。出席率は35.2%でございます。その中で寄せられましたご要望やご意見の件数は225件でございます。このご意見、ご要望に対する回答につきましては、その場で回答できるものは回答いたしておりますが、検討を要するものや予算を伴うものにつきましては、持ち帰って検討会を開催いたしております。それにつきましては、7月に開催いたしました区長会におきまして、文書によりまして回答いたしております。各組3部ずつお配りをいたしまして、常会の折に区民の方へご説明を行っていただくとともに、公民館等に備え付けていただいで、内容がいつでも見えるようにしていただきたいということで回答をいたしております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、課長ご答弁のとおりで、私の地区でもそういうようなことで回答書をいただいて、私も見ておりました。今、地域懇談会の出席が35.2%というようなことで、なんか低いような気がします。せっかく長丁場における座談会であり、村行政との意見交換の場でもありますので、多くの住民の出席をお願いしたいものでございます。この情報収集の方法は、今まで、現状のまま座談会というようなことでございましたけど、ほかに変わりはないということですか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 現在、先ほど申し上げましたようないろんな手段で情報の収集を行っております。さらに今年につきましては、ある区からまるおか号についてわかりにくいというようなご相談がございました。これにつきましては、高齢の方々がまるおか号を使っておられますので、昼間にこちらのほうから出向いて意見交換もやっております。こういったように、きめ細かい対応が必要ではないかというふうに思っております。やはり高齢者が多いところは夜間に外出するというのは、非常に無理があると思いますので、小さな地域の集落に村のほうから出かけていきまして、いろいろとご相談、情報の収集に努めると。もう一つ、日常からそういった相談のしやすい体制をつくっておくことが必要だろうと思われ、情報を伝えていただく手段、これは私どものほうの都合でばかり、SNSを使ったりとか、そういった使えない方のことも考えるべきと思っておりますので、そういった細かいこともやっていくべきと思っておりますので、なるべく多くの情報を得るような取り組みを行っていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 情報収集にはいろんな手立てをされているようでございまして、またより細かな情報を得ているというようなことでございます。細かい情報を得ることで、各地区の不便なところとか、そういうのが解消されていくものだろうというふうに思っておりますので、今後のそういう情報の取り入れ方とかを慎重にやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、住居面、健康面、介護の弱者等の対策ということで通告をしております。まず、住居面というようなことで、山江村でも空き家が増加しているように思われます。この空き家について調査をされておられると思いますけど、調査結果についての答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

村内の空き家の調査につきましては、ちょっと古くなりますけれども、平成26年度に村内全域で調査をしているところです。結果につきましては、平成26年度

調査当時で、空き家が112件、山田地区65件、万江地区47件というふうになっております。この中で、目立った破損等がなく利活用が見込める物件が30件、一部修繕をすることで利活用が見込める物件が50件というふうになっておりまして、利活用が見込める空き家につきましては80件であることが判明いたしております。その後の調査は実施しておりませんが、空き家自体は増加傾向にあるというふうに思われております。また、平成26年度に山江村移住定住促進委員会を設立し、空き家及び空き家利活用の情報提供並びに調査研究を行っているところでございます。前回の調査が平成26年度ということもありますし、現状を把握する上で、数年に1度程度は調査すべきかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 26年度の調査結果であるので、利活用ができる空き家が約80件ということで、約7割を占めているような感じでございます。利活用できる空き家も村全体の数字でありますので、利用される方の意思等、住みたいとかいろいろそういうあれで、山間地のほうは利用者が少ないと思いますけども、現在、利活用される空き家について、利用者の状況等はどうか質問というか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

空き家の利活用についてですけれども、現に村で調査をしました空き家に住まれている方もいらっしゃいますし、村のほうで把握している、把握していないは別として、民間の不動産業者を介し空き家を購入し、現在住まれている方もいらっしゃるということでございます。村といたしましては昨年度、淡島地区にある空き家を購入し、山江村移住定住促進施設、通称「淡島ゲストハウス」を整備いたしております。この施設は、山江村に移住を考えている人、田舎暮らしに興味のある方などが宿泊できる体験型宿泊施設となっております。すでに利用された方もおりまして、その中には村への移住を真剣に検討されている方もいらっしゃるところでございます。村に移住定住、Uターンを希望される方からの問い合わせも頻繁にあっておりますので、空き家所有者の方から情報の提供をいただき、今以上に利用促進につなげていきたいというふうに思っております。なかなか村のほうに、役場のほうにいられて、空き家を現に紹介してもいいという、見せてもいいという所有者の方がいらっしゃいますので、担当のほうがお連れするんですけども、なかなか諸条件によりましてマッチングは今のところスムーズにっていないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 山江村に移住したいということは、先ほどからの答弁の中でも何回も出てきているというふうに思います。人口減少、高齢化する中でありますので、できるだけ定住できる対策というのが必要ではないかというふうに思っております。空き家に対する今後の計画ですね。増やしていくための計画または対策等がありましたら答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

国の総務省の統計によりますと、ちょっと古くなりますけども、2013年、平成25年10月時点で、国内の住宅総数に占める空き家の割合は13.5%ということになっておりまして、過去最高の空き家率というふうになっており、この数字は今後増え続けていくだろうというふうに予測されております。増え続ける理由といたしましては、空き家の活用と、古くなっている空き家の撤去が進まないからだというふうに言われております。村といたしましては、昨年度より山江村空き家活用促進制度、通称「空き家バンク制度」というのを制定いたしまして、村内の空き家を提供してもいいという方がいらっしゃれば登録をいたしまして、ホームページ等で見れるというような制度も設けております。また、今年度より山江村空き家改修補助金交付制度というのも設けております。これは空き家の購入や改修にかかる費用の一部を補助する制度というふうになっております。諸条件がありますので、詳しくは担当のほうにご相談いただければと思っております。また、不動産事業者と連携いたしまして、村内の物件と移住希望者のマッチングを行う事業も始めております。なかなか村のほうに相談がありまして、所有者の方と最終的には金額の面とか、そういった面もございますので、専門である不動産事業者のほうを介しまして、マッチングを図っていくというような事業も進めているところでございます。また、すでに作成しております移住定住向けのPR動画やパンフレットと併せて情報発信を行い、利用可能な空き家の有効活用を行っていくとともに、先ほど申しましたとおり、空き家の調査等を行いまして、撤去等についてもいろんな制度を図っていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 昨年から今年にかけ、空き家活用に対する制度が制定されて、いろいろ対策を講じられておられるというようなことで、できるだけ多くの方が山江村に定住されることに期待をしたいというふうに思っております。

次に、住居家屋と危険樹木の伐採等の対策について質問をしたいと思います。特に山間地の住居が建っているところを見ますと、屋根の上に樹木が覆いかぶさり、大木化して、台風の時期とかには、台風の時期には枯れ枝や葉っぱが屋根に落ち、屋根を損傷し雨漏りがしたという話も聞いております。山間地域は高齢化が進み、自分で伐採できないからどうしようもないということも聞いておりますし、以前は村の住環境整備か、そういう事業だったと思いますけども、その事業で伐採されていたとも聞いておりますけども、今はそのような事業はないのか、なくなったとすれば、ほかに何か対策がないか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 危険木といわれます樹木の対策でございます。現在は道路とか公共施設などに危険を及ぼすような樹木につきましては、所有者の承諾を得て、村や県において伐採を行っているところでございます。個人の住居、家屋の危険な樹木につきましては、議員申されましたように、高齢化によりまして個人で伐採できないというふうな状況は私どもも重々把握をいたしておるところでございます。しかし、基本的に個人の所有物でございますので、個人において対応いただくことというふうに基本的に考えておるところでございます。以前は、住環境整備として個人宅の樹木を伐採したというふうな経緯があるようでございますけれども、特殊な状況があったのかとは思いますが、基本的には個人所有の樹木を公費で伐採するということには少し問題があるように感じております。やはり公平性、その公費の使い方につきましては、明確な基準とか規則などを整備する必要があるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。こういった問題も多くなってまいりまして、このほか、高齢化が進んで、先ほど空き家の問題も出ておりますけれども、危険な家屋の問題、また所有者のいない土地というのも全国的な問題になってきているようでございます。またこういったことにつきましても、国のほうも法整備等を検討しておるようでございますので、こういったものを見ながら、今後本村においても検討をしていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） この危険樹木等は、公費ではなかなか切れないということでございますけれども、住まれておられる方は大変な思いをされていると思っております。国のほうも考えもあろうかと思っておりますけれども、よい方向に検討されることに期待をしたいなというふうには思っています。

次に、健康面、買い物弱者対策というようなことで質問をしたいと思っておりますけれども、住民の生活習慣病の予防や早期発見、重症化などを予防し、健康な生活を保

持していくため、村において住民健診や特定検診を実施されております。この健診等の受診後、住民の健康管理について、保健師の方々がどのような助言やフォローをされているか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

住民健診後のフォローについてですけれども、住民健診後の結果説明会を11月17日、20日、21日、22日、24日の5日間、健康の駅及び管理センターのほうで実施しております。また、人間ドックで紹介状が出た方、各種施設健診、後期高齢者とか各種がん検診を受けられた方で、不在の方を除いて原則全ての方を個別訪問を行って、結果説明をしております。加えて、平成28年度の健診結果を基に、特定保健指導該当者には6カ月間の特定保健指導を行っております。先ほどもありましたが、動機づけを行った対象者は27名中25名、積極的支援対象者につきましては26名中21名に対して実施しているところです。併せて、重症化予防対策としまして、糖尿病及び高血圧症の重症化の恐れがある人に対して、保健師、栄養士のほうが定期的な訪問を実施しております。実績につきましては、糖尿病の重症化予防対策の対象者が29名、それから高血圧のほうは13名となっております、いずれもこちらは全員の方、訪問をしております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 健診を受けて、あとのほうで通知とか来るわけですけども、その通知が来た人は大変心配されております。こういうことから、健診後の助言やフォローは、または健康指導は大変大事なことであろうかと思えます。こういう健診関係はいいとしまして、そのほかにも地域での各種の集会とか、庁舎内での集会等があるかと思えますけれども、地域に出向いての保健師の活動とか、そういうのはどのようなことをやっておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

社会福祉協議会が行っている温泉センターで入浴、食事を行っております「いきいきデイサービス」や、地域包括支援センターで行っている「出前福祉」、それから一般介護予防事業の「こつこつ健康クラブ お達者クラブ」において、血圧の測定や健康状態のチェック、また健康相談を行っております。また、各地区で実施されております公民館事業や、一学一スポーツの際には、インフルエンザ予防について、熱中症予防、それから高血圧予防等の健康に関する講話などを行っているところです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 村の行事が、各地区での行事というのに出向かれの指導等が行われているようでございますけれども、これは高齢者に限ったことではないのですけれども、生活環境、加齢等に伴う身体的機能の低下、精神的要因など、そういう要因が重なりまして、食欲低下や摂取量の減少など、偏った食事になりまして、低栄養を招くことも考えられます。低栄養は、高齢者のみの世帯や独居世帯による個食、かむことや飲み込むことなど、口腔機能の低下等が主な原因とされております。

そこで、私たち議員におきまして、先進地研修に行ったことがあります。ここは宮崎県の高原町という町でございましたけれども、その保健師さんの活動状況の話聞く機会がございました。その中で、その保健師さんは数名おられるわけですが、担当地区を決め、頻繁にその地区に出向いていろいろ話を聞いたり、血圧を測ったりする。ちょこちょこ健診とか、そういうことを言われておりましたけれども、そういうことをやることによって、住民の方々と話をしながら、健康状態を確認をされているというようなことでもありました。そのように、ちょこちょこ地域に出向くことで高齢者の方も安心をされまして、いろいろ何でも話をしてもらえんというようなことでもございました。また、庁内では窓口でいろいろ用事で来られた時にもすぐ駆け寄って話をしたりとか、そういうこともしているというようにございます。住民の健康を維持させていくためには、先ほど横谷議員の質問の中にもありましたけれども、維持させていけば医療費の削減にもつながることでもあります。山江村には4名の保健師、2名の栄養士が在職をされております。今まで話をしましたような活動をしながら、住民の方と触れ合う機会を増やし、疾病の重症化予防、また低栄養防止など、住民の方々の健康維持に努められることを期待をしたいというふうに思います。

次に、買い物弱者対策というようなことについてですが、買い物弱者対策につきましては、昨年9月議会でも同じ質問をしております。質問に対しまして、買い物に利用しやすい交通体系の整備や、買い物支援バス等の運行を検討していく必要があるとの答弁でありました。そのような対策をされたのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

買い物支援につきましては、まず移動手段の確保としまして、4月からまるおか号の運行を見直して、10月から本格運用をしております。村内はドアツードアで

乗降車できるようになり、また人吉市内の特定乗降場所には、その変更に合わせて、買い物にできるような場所を3箇所設置しておりまして、利便性のほうは向上してきていると考えております。また、地域の支え合いとしてのおすそ分け事業、それからご近所、ボランティア等による商品の配達サービス、ICT利活用による受発注システムの活用などにつきましては、現在地域づくり研究所と共同で検討を行っている段階であります。現段階で少し動きがあるところでは、今も注文配達を独自でされておりますが、課題もあるということでございますので、その地元の商店と協力して、山間地域の高齢者世帯の安否確認等も含め、買い物や生活支援等の需要や課題などを把握するための事業を、まずはモデル的に実施しながら、今後また全体の買い物支援対策に役立てていきたいということで進めております。

また、行政による直接的な対策ではありませんが、29年6月から新たに民間の商店による移動販売がなされております。毎週水曜日に山間地を中心として、山田地区の4地区、それから万江地区の3地区を巡回されております。主に、日用雑貨や食品、総菜、パンなどを販売されており、注文も受け付けて、次回持ってこられているようでございます。利用状況につきましては、徐々に増えてきているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） いろいろなことが行われ、まるおか便の利用頻度も多いような感じもしますけれども。一年前の答弁では、買い物支援バスの運行も検討する必要があるというようなことも言われておりましたけれども、買い物支援バスの運行の計画、またはそういうのはないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

利便性向上のため、本年10月より新まるおか号の運行を始めたところでございますので、現在のところ買い物支援バスの運行については考えておりませんが、今後、情報等を収集しながら検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 食品等につきましては、ある程度先ほどの移動販売とかそういうので間に合うのかなとは思いますが、衣類等はやはり自分の目で見て購入するところに一つの楽しみがあると思えますし、支援バス等を運行するとなりますと、近所の方と一緒にいけることもあり、ふれあいの場にもなると考えております。丸岡号も一つの手段だとは思いますが、ほかの自治体でも買い物支援バ

ス等の運行をされているところもあるように思います。事前のアンケート調査は26年度というようなことですので、数年経過してございますので、再度地域の状況や思いを把握されて、住民サービスの対応に今後期待をしていきたいなどというふうには思っております。

最後にですけれども、生活道路、これは村道の維持管理についても質問します。生活道路、村道の維持管理につきましては、これも2回ほど質問をしております。再確認の意味でお尋ねしますけれども、その時の答弁によりますと、道路の維持管理は地域住民の日常生活に欠かせない路線であるため、通行に支障がないよう維持管理を行い、軽微のものにつきましては、シルバー人材センターと、また道路維持管理業務を年間委託し管理されておるというようなことでもございました。また、大雨等による突発的な修理や工事費がかさむような工事とか工事につきましては、課の作業職員や業者に委託し、維持管理をしているというようなことでもございますけれども、これは今も変わらないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

議員申されましたように、今申されましたとおりでございます。日常的な点検、整備はシルバー人材センターへ年間委託をしまして、維持管理を行っていただいているところでございます。また不定期ではございますけれども、職員等によりまして見回り点検や作業も随時行っているところでございまして、大雨時なども建設課の作業職員によりまして、作業をその都度対応し行っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 道路面の落石とか土砂等が流れました時に、定期的に見回りをされまして、課所有の大型ショベルで除去をされておりまして、大変通行の便もよく感謝をしているところでございます。しかしながら、村内の村道、特に山間地の道路につきましては、台風の時期とか今の時期は、道路の上部の枯枝や落葉、または法面をシカとかイノシシが通って、落石やちょっとした崩土が多くなっております。それによりまして、路面の堆積土砂とか枝が側溝とか横断溝に詰まって、本来の、横断溝、側溝の本来の機能を果たしていないところが見られます。横断溝とか側溝が設置されてる山間地の道は、あまり多くないとは思いますが、山付きのところではそういうところが見られます。そういうことで、設置されました排水施設等が詰まると、雨の時期とかには雨水が道路上に流れ出しまして、路肩の決壊を招く恐れもあります。その横断溝とか側溝の堆積土砂が詰まった枝葉は、誰が除去されるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、日常的な維持管理についてはシルバー人材センターへパトロールと併せて作業を行ってもらっているところがございますけれども、近年の異常気象によります各箇所で見られます路面への落ち葉等の側溝等の詰まりには、こちらのほうも職員等の見回りにより確認されればその都度対応をいたします。側溝や横断溝の土砂堆積、また路面の土砂の除去などは、建設課所有のタイヤショベル等により建設課作業職員において対応を行っているところがございます。さらに、交通に支障となる道路の冠水や山腹からの崩落による崩土除去など、大規模な復旧や緊急を要する作業につきましては、災害時支援協定から村内建設業者へ作業を委託する場合もあるところがございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今言われましたとおり、今後もパトロールとかそういうのを徹底されまして、住民の生活道路としての村道でございますので、通行に支障がないような維持管理をしていただきたいと思います。

今まで山江村の根幹をなす集落支援についてということで質問をし、答弁をいただいたところがございますけれども、最後に、今までの質問とか答弁に対して、村長の考えをお聞きし、質問を終わりたいと思いますので、村長の何らかの考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃあ、お答え申し上げます。

ずっと、質問の内容を聞いていながら、いかに地域の住む方々の暮らしを守っていくか、またその活性化をどのようにしていくか、非常に困難な時期にもきているんだなということも思いながら聞かせていただきました。先般、市町村長のトップセミナーが熊本であったと申しましたけれども、その折に出ましたのが、やはりこの地方分権が、いわゆる住民の自治が必要になってくる。要するに、地域協議会が必要になってくる時代だというようなことでございます。もちろん、最初いろんな地域の課題等々については、村政懇談会におきまして、いろんなそういう地域の課題をお聞きしながら、区長にお返ししているということではありますが、プラス、今年から情報化推進員というのを置かしてもらって、例えば電信柱にえらい蔭が絡みついた写真を私も見せてもらいましたが、そういう状況もありました。それから、村政モニターもいろんな意見を、これは両方とも地域づくり研究所のほうに寄せられる意見でありますけれども、そういう情報化の方々が祭りがあったとか、どういう動きがあった、困ったことが今あった、どこに穴がほげたというようなことも寄

せられますし、村政モニターでは、まるおか号の使い方について、まだようわからんと。先ほど申しましたが、万江線は1本、万江線は万江線だけしか行けない、山田線は山田線しか行けないのかとか、その使い方がわからん。ただ、今の使い方は地域内ですから、山田から万江まで自由に行ける。時間帯であればですね。というような状況の使い方をもっと示してほしいとの意見も寄せられております。空き家の問題も、集落の活性化の話でありましようけれども、50件の今住める家がありながら、空き家バンクに登録していただくと、希望者と所有者をマッチングはできるんですが、あとは役場のほうではどうしても売り買いの話とか、値段の話はできませんので、今不動産業者をちょっと組み合わせて、公募させてもらいながら、その空き家対策も行っているところでございます。それから、危険木の話もありました。なるほどということではありますが、実は我が家ももみじがこんなに大きくなりまして、隣の家に葉っぱが散るもんですから、これは切らんばいかんばいと思っているわけでありまして。高齢化したわけではないと思うんですけれども、それだけ大きくなったらもう自分では切れないもんですから、誰か専門家に頼む必要があるということではありますが、基本的には自分の家の木は自分で伐採するというようなことを思いながら考えているところではありますけれども、議員おっしゃられました高齢化で、本当にどうしようもないという特殊な事情がある場合もあるやに思います。そういう場合、改めて、総務課長も答えましたが、基準や規則も必要になるのかなという気もいたしております。先ほど言われた地域内の土砂や側溝に詰まった土砂や枝葉が詰まった、これはどうするのかというような問題も、それに関連した村道の伐採、それから支障木の伐採も、実はもう1,000万円近く予算をくっております。これは全くの山江村の単独の予算でやりながら、ということでありまして。また暮らしの対策としての、本当に12区の例だと思っておりますけれども、健康福祉課にいる職員を担当地区でも決めて、弱者に寄り添うといひますか、そういうお年寄りに寄り添う体制を取ってほしいということでもありますので、重ねて検討させていただきます。

実は、その市町村サミットで私、こういう質問をしました。まだ教育委員会のほうには申しませんが、地域協議会というのをつくるとするならば、要するに地域でいろんな課題を、問題を洗い出して、また地域で活性化の道をみんなで話し合うというような協議会をつくるとするならば、集落支援員の配置が必要だろうということも考えておりますし、そうなりますと、今まで申し上げたところの行き帰り、これは買い物支援もそうですけれども、やり取りが非常にスムーズになるというようなことでもあります。また加えて、今、公民館のほうが、いわゆる公民館とか生涯学習分野については教育委員会のほうが担当でありますけれども、その地域協

議会なるものを、活性化をどう図るかということを考えていきますときに、公民館の分野と生涯学習の分野は、首長部局に移して、私の配下に置きながらいろんなことをやっていったほうがスムーズに行く部分もあるかと思しますので、そういう地域協議会もつくった例はあるのかと、全国に例があるのかということをお聞きしましたら、そのパネリストの先生から、鳥取大学の先生から「そういう例はたくさんあるので、是非検討もしていかれてはどうですか」というようなことも言われております。いずれにしても、本当にその集落の事情といいますか、山間地区の事情と、一区の事情、村営住宅が多い事情、それぞれ事情は違うということでありますから、それぞれの地域協議会ができて、しっかりとした地域のことは地域でやっていく、どうしてもできないときは役場でやっていくというような、住み分けをさせていただきながら、本当に行政と地域コミュニティといいますか、地域とで力を合わせてこの村を盛り上げていける体制ができればいいというふうに思っております。また、そういうふうに思いながら聞かせていただきました。

大変ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時36分

第 3 号

1 2 月 8 日 (金)

平成29年第7回山江村議会12月定例会（第3号）

平成29年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 諮問第 1 号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて
- 日程第 2 同意第 5 号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 4 4 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 5 号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第 4 7 号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 4 8 号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 4 9 号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 5 0 号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 1 0 発議第 1 号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書
- 日程第 1 1 議員派遣の件
- 日程第 1 2 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君 | 2 番 横 谷 巡 君 |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君 |
| 5 番 立 道 徹 君 | 6 番 谷 口 予志之 君 |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君 |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 1 0 番 松 本 佳 久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	内山慶治君	教育長	藤本誠一君
総務課長	北田愛介君	税務課長	山口明君
企画調整課長	松尾充章君	産業振興課長	平山辰也君
健康福祉課長	一二三信幸君	建設課長	白川俊博君
教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	迫田教文君
農業委員会 事務局長	柳瀬真奈美君	代表監査委員	木下久人君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質問の回数は3回）の規定と、同規則第55条（発言制限時間60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条の但し書により、議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。この採決は人事案件でございます。起立採決をいたします。

本案のとおり、山江村人権擁護委員の推薦については、候補者として適任であるという意見を付して答申することに賛成方は、ご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（秋丸安弘君） 起立全員です。従って、日程第1、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、適任であるという意見を付して答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 同意第5号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決をいたします。

本件に同意することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（秋丸安弘君） 起立全員でございます。従って、日程第2、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第44号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、議案第44号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第44号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

提案理由説明の中で、この一部改正案は人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うとのことでした。国の人事院や熊本県人事委員会はどのような勧告をして、この改正案をしましたか。答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今回の給与改訂に伴います、人事院と熊本県人事委員会の勧告でございます。

まず、はじめに人事院のほうがり月例給につきましては、民間給与との格差0.15%の勧告でございます。ボーナスにつきましては、0.1月分ということの勧告が出ております。しかしながら、熊本県におきましては昨年の熊本地震の影響で、昨年度、給与改訂を見送っております。本村も見送っております。従いまして、熊本県においては2年分の勧告というような内容でございます。従いまして、給与の

月額につきましては0.33%、それから職員のボーナスにつきましては、0.2月分ということで、2年間を反映したものとなっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 3月に可決しております本年度の当初予算案においては、一般職員57名の給与総額は約1億9,200万円、それに職員手当を加えた額は約1億3,250万円、さらに共済費を加えた額はすべてを合わせて3億8,000万円と予算書には書いてあります。今回のこの改正案は4月1日に遡って改正することですので、それはいかほどになるのか。また、予算ではいくら、職員給与あるいは職員手当等はいくらぐらいになると見込んでおられるのか、質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいまご質問のありました、職員の給与総額の件であろうかと思っております。当初予算におきましては、先ほど申されましたように、総額で3億8,000万円、今回、給与改訂等に伴います一般会計の影響額でございます。

まず、一般会計の本俸が、これは該当しない職員もございまして、大体52名が該当するというふうに計算いたしております。約86万9,000円が増額、期末手当につきましては、53名が影響を受けまして25万8,000円、これは端数を切っておりますので約で申し上げます。勤勉手当が61名が該当いたします、357万2,000円。それから、若干ではございますけれども、時間外に本俸が変わりますので、時間外も影響いたします。これが2万3,000円程度と見込んでおります。総額で約472万3,000円が影響額となっております。

給与総額につきましては、まったく当初予算内で調整をいたしております。と言いますのも、今回は一般管理のほうで特別職給を当初にあげておりますけれども、特別職給が2名ということであげております。このうち、副村長がおりませんので、こちらのほうを減額いたしまして、一般職給与のほうに回したということでございまして、今回の改正によります村のほうの財政の負担と言いますか、増はございません。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 総務省あたりでは、非常勤職員や、あるいは消防団職員等の処遇改善等についての通知等も来ておると思います。この表は一般職に関する改正案であります。広く人件費全体に考えたときに各種行政委員や例えば議会でお出することは代表監査委員ですが、そのような全体的な、公的な人件費については、

どのように考えておられるのかということが1点と、一般職の職員の昇任試験を実施する考えはないか、この2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず、最初にご質問ありました各種委員でございます。特に、先ほど申されました代表監査委員につきましては、球磨郡の状況を見てみますと、山江村のほうは一番低い状況になっております。できれば今回、当初予算によりまして、その辺りは少し改善をいたしたいというふうに思っております。

それから、昇任試験につきましては、私のほうからは一存で言えませんので、状況をお話ししますと、やはり昇任試験、昇級試験というのは、以前は行っておりました。しかし、今は人事評価を行っておりまして、その人事評価に基づいた昇任ということにはなっております。

それから、各種研修ですね。長期の自治大学校であるとか、アカデミーであるとか、そういった研修を受けた者については、やはり優遇すべきではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 課長から答弁がなかった部分について、答弁いたします。公務員のその評価というのは基本的に、この話、何回もさせてもらっているんですけども、議員の質問に対してですね、福祉のサービスを売るということで、一般の会社の実績というのがなかなかつかみにくいというものがあります。もちろん、例えば企画の仕事であったり、これイベント等で目立つところではありますが、もう一方では税務課の職員だったり、これはどちらかという内勤を主にしてやる仕事でありますけれども、じゃあ、どちらがどうかという区別をどうするかという、非常に難しい部分もございます。従いまして、その昇任試験をするということについても、なかなか画一的にどういうことをやるかということについては、難しい部分もありますので、将来また検討するということになるわけでありまして、現在、新しい人事評価制度というのが導入されております。

これによると、一般職員は課長が評価をしながら私の決済、また教育長の決済を受ける。それから、課長級に関しては、私と教育長で評価をするというようなふうになっておりまして、その評価次第で給与の格差をつけなさいというふうなことになるようであります。その格差をつけることに対して導入するかどうかは、もう少し検討させていただければということでありまして、現時点ではそういうことで一般職の昇任試験については、いろいろ考えさせていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 3回目の質疑で答弁をいただけなかったところについて、答弁をいただきたいと思います。それは、非常勤職員の処遇改善については、総務省もおそらく近々実施するんじゃないかと思います。山江村ではどのように準備しておられるか、先ほどお尋ねしたとおりです。

さらに消防団員の処遇の改善等については、例えば地方交付税単価は年間報酬は3万6,500円となっており、1回当たりの出動手当は7,000円となっております。このようなことも考えるべきではないかということを出発点として、その点についての答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 失礼いたしました。まず、非常勤の職員の処遇改善でございますけれども、こちらのほうにつきましては、国のほうでは年度採用職員ですかね、というふうな期限を切った年間を通じた職員の採用の方向を示しております。これにつきましては、平成32年4月1日から施行の予定でございますので、こちらのほうになりますと、当然、採用に際しましては試験であるとか、面接であるとか、というものを実施して行うわけですが、こちらを採用いたしますと、当然、期末手当等も条例を制定すれば支払えるようになっておりますので、そういった動きがございますので、そういうものを取り入れていきたいというふうには考えております。その代わりに、この職員につきましては、地方公務員法が適用されますので、地方公務員が受けておりますような守秘義務とか、職務専念の義務とか、そういったものがございまして、それは守っていただければならないというふうになります。

それと、消防等についてでございますけれども、交付税で交付されておりますので、当然この金額につきましては、消防団の給与であるとか、福利厚生であるとか、消防施設に充当しなければならないというふうになっております。この点につきましても近隣の町村の状況も踏まえながら、検討をさせていただきたいと思っております。

これから平成30年度の新しい新年度予算を組み立ててまいりますので、その中でも担当のほうで調査をいたしまして、検討をいたしたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） はい、村長。

○村長（内山慶治君） 私からも追加して、答弁いたします。非常勤職員ですが、一般職については、人事院勧告によって民間との格差等々を勘案しながら、国のほうから県のほうに来て、県の人事委員会でもいろいろ考えられて決められる。それに準

じて行っているということでもあります。従いまして、その非常勤職員の取り扱いについても、たぶん働き方改革の一環だと、総務省のほう思いますけれども、何らかの指示があるかと思うわけでもあります。従いまして、そういう通達を見ながら、また課長が申しましたように、近隣の町村の動きも勘案しながら考えさせていただきたい。

また、非常備消防もまったく考え方は同様でありまして、ボランティアで本当に消防団の方々頑張っておられますので、できるだけ処遇改善については対応したいということでもありますけれども、また非常消防費に対する交付税のあり方、それから近隣の市町村のやり方等も、また検討しながら改善のほうに向かって、ちょっと調査をさせてもらいたいと思います。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第44号について質疑をいたします。今回は、再任用を職員以外について計上してありますけれども、現在、再任用の職員は何名いますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 再任用職員につきましては、本年度初めて採用いたしまして、現在1名を採用いたしております。

○議長（秋丸安弘君） 8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 最近、特に様々、働き方の改革とか、寿命が延びてくるから、定年延長というふうな話も出てくるんですが、現在1名で再任用をされておりますが、緊急的な扱いというふうに考えます。恒常的にされるべきではないというふうに思うんですが、今後、採用についてどのようなお考えがあるか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それは、私のほうからお答えいたします。再任用につきましては、年金がどんどん、どんどん支給年齢が上がっているということもついて、国のほうも県も積極的に導入するよという方向であっているようであります。また、その件について山江村でも、山江村を退職した人がどういう仕事に就くかというような面倒をなかなか見きれないというか、ということも心配も実はしておるところであります。従いまして、再任用を今年初めて希望の意志を聞きながら、再任用の措置を取ったということでもあります。従いまして、そういう希望をされる方がおられるということであれば、その再任用の任用は今後も進めていきたいと思って

いるところであります。

○議長（秋丸安弘君） 8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 最後に、もう1点ですけれども、私は若い人の職場について邪魔をするというふうなことは考えておりませんが、ただ、今、非正規、それから正規職員、それぞれおられるわけですね。いろんな行政改革で人員の職員の定員管理化、努力されてきましたけれども、もともと非正規については、非常に労働環境が最初からもう非正規であまりよくないということもあるわけで、正規の職員については、それなりの管理がされて、ちゃんと休暇もあるし、そういうことをちゃんとできているんですが、非正規についてはそういうのがまだ、あまり本当じゃないということで、その辺こう、今から特に正規の職員以外の非正規職員の方も、たぶん多くなるというふうにご考慮されるわけです。その辺について、お考えをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいま申されましたように、給与面とか、処遇面では一般正職員と非常勤職員には差があるわけがございます。しかし、厚生と言いますか、社会保険もちゃんとつけておりますし、それから年休のほうも労働基準法に基づきまして勤務月数に応じて付与いたしております。今後、現在のところ、職員のやはり産休、それに育児休をとというのが多いときには5人ほどおりました。業務のほうも臨時給付金とか、そういった特殊な事務が急に入ってくる場合もございますので、そういったものには臨時職員の方を採用しているというわけでございますので、なるべく処遇のほうの改善もやるべきだとは思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 非正規職員ですけれども、今、募集してもなかなか応募がないというのが実態であります。従いまして、広く山江村内から雇いたいという思いはあるんですけれども、人吉から来られている方も多数おられるというような状況であります。

そして、もう1点、やはり役場の非常勤というのは、あくまでも腰掛け的な要素としては非常にいいんでしょうけれども、本来、仕事を持ちながら頑張りたいという方々にとりましては、本来の職業がいいわけでありまして、その新しい仕事を見つけたからといって、役場を非常勤職員、辞められるという方もおられますので、それぞれかとは思いますが。ただ、処遇については先ほど言いましたとおり、社会保険、年休等もやっておりますし、できるだけ働きやすい環境を今後とも続けていきたいということを考えております。

○8番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第44号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第45号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議案第45号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） おはようございます。議案第45号、山江村過疎地域自立促進計画の変更についての認定にでございますけれども、いわすれば山江村過疎地域自立計画書というのが、平成28年度から32年度まで計画をされておりますけれども、その変更だと思っておりますけれども、いろいろな面でソフト面とか、事業化ですね、ハード面のところにあると思っておりますけれども、地域自立支援事業とか、結婚対策事業、地域ポイント制度促進事業とか、地域づくり研究所なんか計画をしてあると思っておりますけれども、その内容をご説明いただきます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず、私のほうからご説明を申し上げます。提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、今回の変更は、まさに議員おっしゃるとおり、その過疎地域自立促進市町村計画の変更であります。今までは、ソフト事業を過疎債、要するにこの事業計画にのせると、7割分は基準財政需要額に上乗せできる。ということですね、7割分は交付税で返ってくる。要するに1,000万の事業を使うと、700万は国のほうが面倒を見るというような起債であります。従いまして、先ほどちょっと言いましたけれども、今まではソフト事業に過疎債を活用するということはありませんでした。

実は、もったいない話でありまして、そういうソフト事業にも過疎債があるということ、7割はソフト事業に返ってくるということでもありますので、そういうこ

とでソフト事業についても、目一杯ですね、過疎の枠がありますから、山江村でどれだけ使っているという枠がありますから、目一杯その過疎枠を使わせてもらいたいというふうなことで、今年からソフト事業にも過疎債の申請をさせてもらっているということでもあります。そういうことにも鑑みまして、今回はソフト事業を含めて、ハード事業も含めてですね、この過疎の変更にのさせてもらったということでもありますので、まずもってご理解をお願いしたいと思います。

質問の個別の事業の内容につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答え申し上げます。今回の山江村過疎地域自立促進計画の変更の概要につきましては、先ほど村長より答弁がございましたので、そのとおりでございます。

議員、お尋ねの各事業の内容について、簡単にご説明いたします。まず、地域自立支援事業につきましては、現在も総務課のほうで主管でやられておられますけれども、読んで字のごとく各地域が自立するための、活性化するための事業を支援するための事業でございます。毎年、3地区程度、募集があがったところに補助金等を交付しておりまして、今回、過疎地域自立促進のソフト事業のほうに計上させていただいているということでございます。

それから、結婚対策事業につきましては、こちら企画調整課のほうで行っております。特段、事業のほうは社会福祉協議会等が出会いの場の提供づくり等をしておりますけれども、昨日の一般質問でもございましたけれども、独身者向けのセミナー等を効果があるのかどうかというのは別ですけれども、開催したりするための事業のソフトの経費といたしまして、今回、計画にのせていただいているところでございます。

それから、地域ポイント制度促進事業につきましては、企画調整課、健康福祉課のほうで検討を進めているところでございますけれども、こちら総務省のほうでも積極的にそういったものを導入してくださいと、また地方創生の柱としても活用ができますということで、例えば村で行いますイベントとか、福祉課のほうで実際されております健康づくりとか、そういったものに参加することによって、ポイントをつけて、そのポイントが貯まったら、例えば商品券をやるとか、自治体によっては保険料等の減免等をされているところもあるというふう聞いておりますので、そういったところの事業の整備に向けてということで、計上いたしております。

地域づくり研究所にいたしましては、現在も地域づくり研究所、大学と共同研究を行っておりますけれども、そちらの事業がソフト事業ということで過疎債の費用

に該当するというので、今回ソフトのほうで計画のほうに追加をさせていただいているところでございます。あくまでも平成28年度から32年度までの5カ年間の計画ということでもございますし、今回ここに追加をさせていただいておりますけれども、この事業がすべて年度ごとに実行されるかどうかというのは、今後、検討を重ねて、また議会議員の皆さんにお諮りしながら進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 速やかなこの追加の項目ですね、早目にご報告いただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案45号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第46号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、議案第46号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 一般会計補正予算（第6号）の中から、1点だけ質疑いたします。ページは9ページ、1点ですけども、一応2カ所、ページは2カ所であります。

まずは9ページの総務費の中で、目25、移住定住推進費の中で、電柱移設補償費というのが、一応これは移住定住推進費ですから、一分団詰め所の付近の電柱だろうとは思いますが。これ45万円あげてあります。

それから13ページです。これは款7、土木費の目4、社会資本整備事業費の中

に、また電柱移転補償費とあります。これも同じところかなと思いますが、33万4,000円ですね、電柱移転補償費とあります。これについてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。目25の移住定住推進費の電柱移設補償費についてですけれども、これは議員が先ほどお尋ねになられたとおり、今回、整備を計画しております、堂園地区の宅地分譲地の造成工事に伴います電柱の移設補償費でございます。NTT柱の移設ということでございまして、現在、既存の電柱がそのまま立っておりますと、今回、整備を行います分譲地の購入されたあとに、その所有者になられる方の敷地のほうに電線が入り込むということで、特に2階建て等を建てられる、もしくは景観等に影響を及ぼすだろうということで、約1.5メートルほど役場側のほうに移設するというので、業者のほうに見積りをしましたところ、45万円程度ということであっておりますので、今回、予算を計上させていただいたということでございます。電柱の移設につきましては1本ということになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。社会資本整備事業費におけます、補償補填及び賠償費、賠償金のうちの電柱の移転補償ですけれども、これにつきましては、今年度、工事を進めております村道山江錦線歩道新設工事に伴います電柱の移転補償。実際、この電柱移転は九電柱でございました。九電柱4本の移設ということで、それに添架しているNTTの架線の移設の作業費でございます。そのNTT線の架線4本分が工事費としては38万円ほどということでございますけれども、申請者負担、これが87.5%あるということで、山江村が申請をした金額がご覧の33万4,000円ということで、これが補償費としてNTTに支払う分でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） これは2本とも、一応、単独柱ではなくて、共架柱ということのようであります。共架柱、これは何社入っているか、分かりますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。正確な数字はこちらのほうでも把握しておりませんが、この電柱の移設の際に、現場を立ち会った際にはNTT、九州電力の2社が立会いを行っております。また、ケーブルテレビに入られていれば、ケーブルテレビのケーブル線のほうも共架のほうで入っているのかと

いうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。先ほども申しましたけれども、そもそも電柱自体は九電の電柱でございまして、共架してる分はNTT線、それから山江村のケーブルテレビの架線も共架しているというところでございます。

以上でございます。

○4番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第46号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）、1点だけ質疑いたします。ページは、9ページの総務費の総務管理費、まち・ひと・しごと創生対策費の中に、需用費、使用料及び賃借料の予算が計上してあります。この内容について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。まち・ひと・しごと創生対策費の中に、今回、計上しております需用費、使用料等についてですが、こちら現在、建設を進めております合戦峰地区におきます物産販売所及び駐車場整備等ですね、3月に完成を予定しておりますので、その落成式の分の費用を計上させていただいているところでございます。村のほうで整備を行い、村のほうで工事をするということでございますので、落成式のほうは村のほうでということと計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 落成式の経費ということですが、相良三十三観音堂、合戦峰の観音様は、山江村の構成の一つでございますし、地区住民にとっても、村にとっても大切な文化財でもあります。ただ、この整備事業の推進に当たっては、経過の中で地区住民のコミュニティが少し不足している。うまくつながっていないという感じがいたします。そこで、せつかく村が事業主体となって、観音様を中心に地区が活性化、まとまって和を持って発展していくと、そしてみんなが心を込めてお参りもしていただくということならば、落成式は最後の締めですから、従来の公共工事の落成式も当然一つありますでしょう。

もう一つは、せつかくこのように観音様があると、参拝される方のおもてなしの心、お茶設定等がありますので、ここは行政と地区の方々、協力をいただいてコミ

コミュニティをしっかりと、よかったと言われるような落成式をしていくためには、やはり赤飯とか、つぼん汁とか、もてなしの心などを含んだところの落成式をしたならば、どうかなということを思いますけれども、それはどうでしょうか。これは、今のところ、まだ計画もされていないと思いますが、大事なことだと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。村がやります事業について、特に地域住民にかかわるようなことについては、起工式は業者もしくは地元で行ってもらっております。また、発注者といいますか、事業主体が村でありますから、落成式は村のほうで行ってきた。議員も村長でありましたので、よくお分かりかと思うわけであります。その原則の中で動いているということであります。

ご提案がありました落成式について、全部で15万6,000円は支出するということでもありますけれども、コミュニティをさらに地域のコミュニティの中で、この落成式を迎えるという、ある意味では素晴らしい提案だったと思いますので、その地域とも今後しっかり話をさせてもらいながら、できればここを拠点としながら、山江村の入り口でもありますので、その活性化の道のためにも大事なことでありますので、しっかり話をさせてもらいたいと思います。

すいません、15万6,000円と言いましたが、使用料と需用費合わせて16万6,000円ということでございますので、ちょっと手元にございませんで、訂正してお詫び申し上げます。

○2番（横谷 巡君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第46号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第47号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算

(第3号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第6、議案第47号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

それでは採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第6、議案第47号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定いたします。

-----○-----

日程第7 議案第48号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、議案第48号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第7、議案第48号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたします。

-----○-----

日程第8 議案第49号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第8、議案第49号、平成29年度山江村特別会計

農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第49号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたします。

-----○-----

日程第9 議案第50号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第9、議案第50号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第50号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたします。

-----○-----

日程第10 発議第1号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、発議第1号、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本意見書を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、発議第1号、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書については、可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件が議決されました。派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

-----○-----

日程第12 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたいとの趣旨の申し出があります。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。平成29年第7回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員